

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成30年7月3日（火曜日）

午前10時1分開会、午後3時53分散会

（うち休憩 午前10時6分～午前10時8分、午前11時59分～午後1時4分、
午後3時4分～午後3時19分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、佐藤副部長兼商工企画室長、
平井参事兼観光課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、
熊谷経営支援課総括課長、菊池産業経済交流課総括課長、
高橋産業経済交流課地域産業課長、西野雇用対策・労働室雇用対策課長、
鎌田雇用対策・労働室労働課長、
伊藤ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

(2) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、

佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

8名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第76号 仮施設有効活用等事業の助成期間の延長を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第8号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第69号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、商工労働部関係の請願陳情の審査を行います。

○ハクセル美穂子委員 この際、動議します。

4月9日に採択されました受理番号第67号「働き方改革一括法案」の成立を断念し労働時間規制の抜本的強化を求める請願については、去る6月29日に働き方改革一括法が成立し、議決した時点から事情変更があったことから、この請願を再審査することを望みます。

あわせて、当請願の採択に伴い委員会発議することとした意見書案も、同様の理由によ

り一度発議を撤回し、再び協議することを望みます。よろしくお取り計らいをお願いします。

○**郷右近浩委員** それでは、私からも動議させていただきたいと思います。

4月9日の委員会におきまして発議することといたしました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革一括法案）でありますけれども、この撤回と労働時間規制の強化を求める意見書案については、去る6月29日に働き方改革一括法が成立し、議決した時点から事情変更があったことから、一度発議を撤回し、再び協議することを望みたいと思います。どうぞよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○**城内よしひこ委員長** ただいまハクセル委員から、受理番号第67号「働き方改革一括法案」の成立を断念し、労働時間規制の抜本的強化を求める請願の再審査と、請願の採択に伴い発議することとした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革一括法案）の廃止の撤回と労働時間規制の強化を求める意見書の撤回及び再協議を要望されたいとの動議が、また郷右近委員から同意見書の発議の撤回、再協議のみをされたいとの動議がありました。この二つの動議は競合しますので、まず請願の再審査及び発議案の撤回、再協議の動議の可否からお諮りしたいと思います。

お諮りします。

受理番号第67号「働き方改革一括法案」の成立を断念し、労働時間規制の抜本的強化を求める請願の再審査と、採択に伴い発議することとした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革一括法案）の廃止撤回と労働時間規制の強化を求める意見書の撤回及び再協議の要望をすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立少数と認め、本動議のとおりとすることは否決されました。

次に、郷右近委員から受理番号第67号の採択に伴い発議することとした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革一括法案）の廃止撤回と労働時間規制の強化を求める意見書について、一度発議を撤回し、再び協議されたいとの動議の可否についてお諮りします。

お諮りします。本動議のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数と認め、本動議のとおりとすることと決定いたしました。

それでは、議長に対し、発議案の撤回手続を行いますので、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 再開します。

それでは、意見書案の文案を検討いたします。当職において原案を作成しましたので、事務局に配付をさせます。

〔意見書案配付〕

○**城内よしひこ委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただき

たいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結といたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりと決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 76 号仮設施設有効活用等事業の助成期間の延長を求める請願を議題とします。

当局の参考説明を求めます。

○熊谷経営支援課総括課長 受理番号第 76 号仮設施設有効活用等事業の助成期間の延長を求める請願につきまして、参考説明を申し上げます。お配りしております参考資料、おめくりいただいて 1 ページをお願いいたします。

初めに、1、(1)、仮設施設の整備状況であります。東日本大震災津波からの一日も早い復興に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災事業者が入居する仮設施設の整備を平成 23 年度から実施し、これまで県内に計 362 カ所整備しております。完成した施設は市町村に無償譲渡され、市町村から被災事業者に貸与されております。

次に、(2)、仮設施設有効活用等事業であります。ア、目的にありますとおり、本事業は土地のかさ上げ工事や、土地所有者などの事情により、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮設施設に対し、移設費、撤去費等の助成を行うものであります。この事業の経過でございますが、平成 26 年度から開始され、当初は完成後 5 年以内の仮設施設が対象とされておりましたが、平成 28 年 2 月に完成後 5 年を超える仮設施設も助成対象に追加され、あわせて助成期間が当面平成 30 年度末までに延長されたところでございます。

ウの助成内容であります。表にありますとおり、仮設施設を一般建築物として長期間利用するために必要な費用を助成する長期利用助成金、仮設施設をやむを得ず移設するために必要な工事費などを助成する移設助成金、仮設施設をやむを得ず撤去するために必要な工事費を助成する撤去助成金となっており、いずれも 10 分の 10 の助成となっております。

移設撤去の助成要件としましては、継続して利用したい仮設施設がかさ上げ工事等の復興関連事業や土地所有者等の復興推進のための土地活用等の理由などにより、やむを得ず移設撤去する場合とされております。助成の利用実績につきましては、一番下にありますが、平成 29 年度末までに移設助成が 2 件、撤去助成が 18 件となっております。

次に、2 ページ目をお願いいたします。仮設施設の現状であります。助成事業の対象となります中小機構が整備した仮設施設は、平成 29 年度末現在 215 カ所でありまして、市町村の状況は表のとおりでございます。米印が表の下にありますが、整備箇所 362 カ所と現在の箇所、215 カ所の差の 147 カ所の内訳は撤去が 73、事業者への払い下げが 74 件とな

っております。入居者につきましては、商業者が合計で295者、その他漁業、建設業者などが601者、計896者が入居しているという状況でございます。

3の市町村の状況でございますが、市町村ではそれぞれの復興まちづくりの状況、被災事業者の再建状況、本助成事業の期限などを総合的に勘案し、表のとおり、それぞれ撤去期限を設定しております。今後土地区画整理事業等の進捗状況によっては、市町村では平成30年度以降においても、本助成事業の活用ニーズが想定されるところでございます。

最後に、以上の状況を踏まえまして、県の要望状況であります。6月4日に実施しました2019年度政府予算提言要望におきまして、関係省庁に対しまして仮設施設の撤去等に当たり市町村の過重な負担とならないよう、施設有効活用事業の延長等について要望を行ったところでございます。説明は以上でございます。

○城内よしひこ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 この請願は、大変重要な請願だと思います。今の説明でも、3月31日現在、入居者数は商業者で295事業者ということで、少なくない事業者が仮設施設で営業を続けているということでもあります。それで、この間362カ所で当初は整備された。商業者のピーク時の仮設施設利用はどれだけだったのか。それ以降、本設移行した事業者、あとは譲渡を受けて仮設施設をそのまま使用して営業を続けている事業者、廃業した事業者、現在の事業者と、これまでの推移について示していただきたい。

○熊谷経営支援課総括課長 請願の要旨にありますとおり、これまでの商業者で仮設施設入居者の実績については726事業所となっております。今年度の3月末で332事業所と書いておりますが、差し引きが394となりまして、既に退去した商業者の数になります。394事業者の内訳としては、本設移行となった事業者が304事業者、率にして77.2%になります。その他、休業、廃業等で退去した方が90者ということで22.8%という割合になります。

○斉藤信委員 深刻なのは、国のこの事業が平成30年度までということになっていて、説明があったように、例えば山田町では7月末とか、陸前高田市では9月末とか、釜石市は3月末だったというふうに思いますけれども、現状は退去を迫られているのです。しかし、本設移行だとか営業継続の見通しも立たないまま仮設施設で営業しているわけなので、この点では特別の政策が必要だと。私は、5月9日に復興県民会議の政府交渉で中小企業庁と直接交渉してまいりました。そのときの中小企業庁の回答は、こういう内容でございました。

解体費用の助成事業については、これはこの事業全体なのですけれども、来年度予算に盛り込むつもりでいると。中小企業の中長期目標にも書き込むつもりでいると。営業継続、本設移行の事業者に対し、無理やり退去させないように関係者には話していると。しかし、予算案が示されるのは8月以降なのです。この予算が示される前に、継続しますとかということ、それは今の段階では公式には言えないのだと。ただ、退去を迫ることがないようにというふうに関係者、この関係者というのは県とか市町村なのです。こういう回答を

いただいて、私はこの内容を県に伝え、そして関係市町村にも伝えてまいりました。

その結果、例えば大槌町は、2020年3月末まで退去期限を延長するという方向を決めましたし、山田町も相談に応じて対応すると。陸前高田市の場合にも中小企業庁の回答を踏まえて対応したいということを私たちは直接聞いているわけです。

それにしても、岩手県が実は仮設施設を一番活用しているのです、被災3県の中でも。だから、岩手の復興のためにつくられた制度と言ってもいいぐらい、被災3県の中では、岩手県がこれを活用してきたと。私は、岩手県議会からこの事業の延長を強く求めるというのは大変重要なことではないのかというふうに思っていますので、ぜひこれは採択をしていただきたい。

○高橋孝眞委員 具体的によくわからない部分があるのですが、廃業に追い込まれたというふうにありますけれども、市町村から退去を求められて廃業したというのは、どの程度数字を把握しておりますか。

○熊谷経営支援課総括課長 請願の要旨では、そのような表現になっておりますけれども、実際は1者1者にヒアリングして、いつごろ再建できますかということを確認しておりますので、一概に廃業に追い込まれた業者の方はいないのではないかと考えております。ただ、そういう本設再開に、行き先が決まる前に退去期限になった場合には、行き先がありませんので、廃業に追い込まれるおそれがあるという趣旨だと思っています。

○高橋孝眞委員 例えば平成30年度までに土地区画整理事業で新たな移転先が決まらないような部分は、退去期限の延長はそのとおりのかもしれませんけれども、土地区画整理事業そのものも終わってしまった場合は、それもこの内容から見ると退去期限の延長ということになるのですか。移転先もありますよと、それでも仮設施設はそのまま残していかなければいけないというような意味合いにならないのではないかと思いますので、その辺はどうなのですか。

○熊谷経営支援課総括課長 先ほどの要件にありましたとおり、やむを得ない土地区画整理等の事情で再度移転しなければいけないとか、そういう場合に限っておりますので、役目を終えた仮設施設については、どんどん撤去していつているということでございます。

○高橋孝眞委員 ということは、現状も役目を終えた部分については撤去して進めていますよと。その場合については、廃業に追い込んだとか、追い込まれたということは把握していないという意味ですね。わかりました。

○斉藤信委員 私から補足的にお話ししますと、象徴的だったのは釜石市の呑ん兵衛横丁です。あれは3月末の退去期限だったのです。これからもまだ国が支援しますよとなれば、3月末の退去期限で強行することは必要なかったのだと思います。そういう意味で、結局国がこの事業は平成30年度末までと言っているために、移転の費用の助成も出ない。一番大きいのは解体費用が出ないことなのです。平成30年度中に退去させないと解体費用が出ないのです。そのために退去を求めているというのが、今沿岸市町村の実態なのです。

解体費用が必要な事業者には出るということになれば、特に陸前高田市の場合には、中

心部の開発はまさにこれからで、山間部というか周辺部にたくさん仮設店舗を整備したということもあって、そういう意味でいくと、国の支援がないと、営業継続を希望しても解体費用の助成が出ないために退去期限で打ち切られるという。これは、既に事例もあるし、商業者に見れば、営業継続の希望を本設でやるのか、または仮設店舗をそのまま無償譲渡でやるのか、または別のところで営業展開するのか、こういう選択肢がなくなる。国が延長の意向だと言っているのですから、これはきちっと県から声を上げてやっていくことが必要なのではないかとこのように思います。

○**ハクセル美穂子委員** 私はこの資料について質問があるのですが、2ページの2の仮設施設の現状の表の下の米印の①引く②の147カ所と書いているところなのですが、撤去が73件と事業者に払い下げが74件あると書いてありますが、撤去をしなければならなかった理由と、払い下げができた理由の違いをちょっと教えていただきたいとこのように思います。

○**熊谷経営支援課総括課長** 既に減少した分の仮設施設については、その役目を終えて不要になったということで壊す場合が撤去ですし、事業者が引き続き活用したいという場合には、建築確認申請とか所要の手続きをして、もう少し活用するという方には、市町村から事業者払い下げで引き続き使ってもらおうということになります。

○**ハクセル美穂子委員** 事業者払い下げできたということは、その仮設施設が建っていたところが個人所有の土地だったとか、そういうようなことでできるのか。撤去になったのは、例えば公共の土地で、それ以上、土地を借り上げることができなかったとか、そういったような事例はあるのでしょうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 仮設施設を整備する時点では、市町村が公有地であったり、民間の方から借り上げて土地を確保するわけですが、それによってまちまちではありますが、払い下げする時点では土地所有者の方と話し合っ、使っていいというような交渉は、その払い下げを受ける事業者が行うということになっていると聞いております。

○**ハクセル美穂子委員** 実は、この請願とはちょっと趣旨が違うのですが、山田町の方から、私有地だとそのまま仮設施設を使って営業し続けられるのだけれども、公共の土地に建てた仮設施設については撤去を迫られているという事例もあるということをお聞きしたもので、実際撤去した73件と事業者払い下げの74件がその内容だったのだということが今わかったのですが、その公共の土地に仮設施設を建てられた方は撤去しなくてはいけなくて、整合性がとれていない部分があるようなのですが、そういったことについては、今までどのような対策がとられていたのか、できたら教えていただければと思います。

○**熊谷経営支援課総括課長** 恐らく公有地であっても、復興まちづくりの事業で、そこにあると支障がある場合には撤去とか移設ということになりますので、そういった事情もあるのかと思います。

○**田村勝則委員** 現実問題として、県の要望にもありますように、地域の実情を勘案しますと、商業者は商業者でいろいろな現状があります。ですから、そういうところを柔軟に対応するためには、延長して柔軟に対応していくということが、一番商業者の思いに寄り

添うことになると思います。その点で現場ではいろいろな深刻な状況もお聞きしていると思いますけれども、具体的にこういうことがあればこうなのだという事例が一つでもあれば、担当のほうからお聞きしたいと思います。私も現場にしょっちゅう行っていますから、現状はよくわかっているのですけれども、当局のほうでわかれば教えてください。

○熊谷経営支援課総括課長 例えば大槌町では、町内五つの仮設店舗があるわけですが、そこを今回の退去期限の延長に合わせて4カ所をなくして1カ所に集約すると。そこに、まちづくりの関係で間に合わない事業者の希望を募って1カ所に集めて、にぎわいを確保しながら営業するといったような対策を打っております。多分このようなモデルというか、やり方が他の市町村の参考になるのではないかと思います。

○高橋孝眞委員 先ほど廃業に追い込まれている事業者があるのかということ、ないですねという話があったのですが、請願の内容から見ますと、後を絶たないわけですよね。こういう文章のまま、若干修正することはできないですか。実際ないにもかかわらず、あるというような格好になるのですけれども、それを認めていくことになるのですね。実際にはどうなるのですか。

○斉藤信委員 先ほど言ったように、実際に退去を迫られた事業者が出ているわけです。私も相談を受けているのです、山田町の業者から。その一番のポイントは、解体費用の助成なのです。これがなくなれば自治体の負担になると、それで7月とか9月とかになって、県が掌握されていなくても、実際に退去を迫られた業者はいるわけ。そういう意味で……

○城内よしひこ委員長 廃業に追い込まれたという表現が……

○斉藤信委員 だから私は、事実がありますよと言っている。事実無根の表現ではないということです。事実無根で書いているわけではないので、そういう事業者もあるし、このまま7月だ、9月だとやられたら、せつかく今頑張って営業を継続している人たちができなくなる事態に実際に今直面しているので、これは決して間違った表現ではありません。

○高橋孝眞委員 その請願の事項については、そのとおり反対ではないのですが、文面そのものとして県が廃業を把握していないにもかかわらず、廃業が後を絶たないとか、現状で廃業している人がありますよということだけでも、事実を県当局が把握していないにもかかわらず、こういう文面でよろしいのかなと思うわけです。

○斉藤信委員 私言ったでしょう、だから。それは、事実に基づいて書かれていますよと。

○ハクセル美穂子委員 私も高橋委員と同じで、実際にいるとしても、先ほどの執行部の説明の中では把握していないというような状況の中、この文面については、例えば、廃業する業者が出るかもしれないとか、そういった表現であればいいのですけれども、廃業に追い込まれる事業者が後を絶たないだと、もう既にかなりたくさん事業者が廃業に追い込まれているというような感じにとられるので、実際に先ほど説明があった内容に合うような形で、意見書については、文面は見直すべきではないかと思います。

○斉藤信委員 文書に間違いがあったら、それは見直しが必要だと思うけれども、3月末の退去期限になった釜石市の呑ん兵衛横丁は廃業させられたではないですか。あれは3月

末なのです。釜石市のいろんな言い分はあります。しかし、あそこは3月末としたために、営業継続を希望していた事業者が廃業に追い込まれたのです。それは、当局もわかっている話です。この退去期限が違っていたら、まだ営業ができたわけですよ。そういう事実は、あなたもわかるでしょう。釜石市は3月末の退去期限だったのです。それで、次の見通しも立てられないまま廃業に追い込まれましたよ、実際に。そういう事実があるのです。

あと、私もいろいろな相談を受けています。私の受けた相談は、これは県の漁港用地だったので、県が使ってもいいですよということになって営業継続できたケースがありました。それは私がそういうふうに取り上げて、県にも動いてもらって、山田町はかなり渋ったのだけれども、やっとこれは1年間延長しますということになりました。そういうケースがたくさんあります。

○城内よしひこ委員長 確認します。熊谷経営支援課総括課長、先ほどの答弁でよろしいですか。

○熊谷経営支援課総括課長 請願の要旨にありますように726の事業者が、仮設店舗で営業を行った実績があったということで、現在は332事業者ですので、先ほど答弁しましたとおり、退去した業者は差し引き394事業者です。そのうち本設移行が77%の348、残りが休業、廃業、その他不明な人もいますので、それを含めて90者の22.8%であります。この廃業の理由が、その後高齢で店舗を畳んだのか、あるいは斉藤委員からお話があったような事情でやめたのかということまでは把握していないところでございます。

○斉藤信委員 言ったことではないですか。休業に追い込まれたのは90者あるということ。

○ハクセル美穂子委員 もう一回、私もここを確認したいので、執行部で把握していないということは、この請願陳情の要旨の中の理由での廃業というのは、その分についても把握されていないということですか。

○熊谷経営支援課総括課長 この請願に記載されている廃業に追い込まれる事業者が後を絶たないという、退去を迫られたから事業者が廃業したという数については把握していないところでございます。

○高橋孝眞委員 ある程度理由を整理していく必要があると思うのですが、どういう理由で把握していないのですか。把握する必要性はないということですか。

○熊谷経営支援課総括課長 こちらの数字については、各市町村からお聞きして積み上げている数字になりますが、もちろん市町村では廃業の理由とかまでわかっていると思いますが、県では、廃業、休業、その他という分類をしておりますけれども、廃業のさらに具体の理由の内訳までは、統計というか分類はしていないところでございます。

○高橋孝眞委員 最終的に全ての人間が復興するよというということで話を進めているわけですので、具体的に実際に退去を迫られて廃業しなければいけなかった人というのは、やっぱり把握をしておく必要があると思うのです。ただ、高齢化も進んでいるので、

事業をやれば全て利益が出るということは絶対あり得ないので、その辺は事業者も研究してやっていくことだと思いますが、いずれ十分に調査をして、これから進めていく必要があるのだと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。
本請願の取り扱いはいかがいたしましょう。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。
なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対しての意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。
それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 表現の中で、陸前高田市、釜石市では、現在も 100 事業所以上というのは、これは正確ですか。

○熊谷経営支援課総括課長 平成 30 年 3 月 31 日現在では、釜石市が 100 事業所、陸前高田市が 115 事業所でありますから、100 事業所以上であれば間違いではないです。

○斉藤信委員 了解しました。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。
お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって商工労働部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 この間、雇用問題で平成 30 年度第 1 回いわてで働こう推進協議会が 6 月 11 日に開催されて、平成 29 年度の取り組み結果と平成 30 年度の事業計画案、方針が示さ

れております。ぜひこれはしっかりとこの委員会でも報告をしていただきたい。委員長、取り計らってください。

○西野雇用対策課長 いわてで働こう推進協議会の事業についてでございますが、6月11日に協議会を開きまして平成29年度事業の報告、また平成30年度事業計画についてお諮りしたところでございます。

平成29年度の主な事業でございますが、まずは認知度の向上を目指しまして、昨年9月に総合イベントとして、いわてとワタシゴト展を開催し、約1,500人の参加者を得ております。これは、一般質問で部長からも答弁させていただいておりましたが、中高生を初め、若い社会人なども参加していただきまして、参加者からは、非常によい刺激になった、今後のキャリアを考える上で参考になったというような意見も寄せられ、地元就職、県内就職を考えてもらういいきっかけになったのではないかと考えております。

また、昨年度当委員会に御報告させていただきました若年者雇用動向調査の結果を受けまして、県内就職ワーキンググループをその協議会に設置しております。山形県などにも視察に行きまして、今後の活動の方向性等について提言を取りまとめております。その提言の主なものが三つほどあるので、御紹介させていただきますが、学校の間を活用した意義を知ってもらう取り組みの強化、進学者等へ地元就職に向けた支援の充実でありますとか、県内の高校生が働きたいと思える雇用労働環境の整備の推進というようなものが提言としてまとめられ、それらが今年度、平成30年度の活動のベースとなっているところでございます。

平成30年度の活動でございますが、新規のもの、また拡充するものを御紹介させていただきますが、まずは新卒者の県内就職の促進に向けて、保護者の方にも企業を知っていただきたいということで、昨年盛岡商業高等学校で実施しました保護者への企業ガイダンスを県内の県立学校3校で拡充して実施したいと考えております。

また、高校生のみならず、中学生から、地域の産業、企業を知ってもらうということを狙いといたしまして、市町村や地域の商工会と連携いたしまして、学校の空き教室を活用して、その地域の産業のパネルなどを展示する取り組み、出前授業とあわせて啓発、知るような取り組みを展開していきたいと考えております。これに関しては、あわせてものづくり企業の状況などをお知らせする動画も作成したいと考えております。

報道もされておりますが、U・Iターンの促進という観点では、岩手U・Iターンクラブを創設しまして、U・Iターン就職の促進を図っていくということ。

県内企業の認知度の向上に関しては、昨年度と同様に、いわてとワタシゴト展を、若干内容をリニューアルいたしまして開催するとともに、岩手大学などを中心に実施するふるさと発見大交流会などにも参加してまいりたいと考えているところです。

働き方改革の推進という部分につきましては、新たにワーキンググループを設置いたしまして、取り組み方策を検討するとともに、すぐれた企業の計画に対して、その計画の実践を後押しするための助成制度を創設したいと考えております。

新たな取り組みとしては、職場定着の促進という観点で、進学校などにおいても新規で働くということはどういうことなのかということを理解していただくきっかけとなるよう、高校生とその地域で働く企業の若手社員との交流会も県内の3校で実施したいと考えております。

○齊藤信委員 それでは、雇用問題についてお聞きしたいと思います。

県議会でもこの問題を取り上げまして、東芝メモリ、デンソー岩手や、さまざまな企業が進出、増設し、今後5年間で約5,000人の雇用創出効果だと、こういう答弁がありました。これはこれで大変いいことなのだけれども、しかし地元中小企業の人材確保にとっては、今まで以上に厳しさが増すと思うのです。6月30日付の岩手日報では、既に3,166人の就職希望者に対して、5,364人の高卒者の求人が出ています。年度末までには6,000人を超えるのではないかと、こういうふうに言われております。県内中小企業にとって人材の確保というのは、今まで以上に大変厳しい状況にあると。

今いわてで働こう推進協議会の簡単な報告を受けたのですが、その程度の取り組みでは県内就職を進めることにならないのではないかと、かなり抜本的な取り組みを進めていかないと、本当に首都圏等にどんどん人材が取り込まれてしまうのではないかと、危機感を私は持っておりますが、雇用情勢、人材確保のこの状況について、どういうふうに把握、認識しているのでしょうか。

○西野雇用対策課長 今御指摘があったように、新たに創設される5,000人の雇用者増ということ、非常にありがたくも厳しい、ピンチとチャンスが同時にというような言葉も言われておりますが、そういう状況で、本当に県内就職率の向上でありますとか、U・Iターンの一層の促進ということも強く進めていかなければならないと認識しております。ですので、繰り返しになってしまうところもございますが、高校生に関しましては、今まで以上に就業支援員による支援を厚くするとともに、地元企業をきちんと知ってもらうような工場見学であるとか、インターンシップの実施、そして先ほど申し上げたような若手社員との交流というようなこと。大学生に関しましては、まさにU・Iターンクラブを活用した企業情報であるとか、県内就職情報の提供とあわせて、インターンシップであるとか、就職面接会といったような就職関連イベントに参加するための交通費の支給などにも取り組んでまいりますとともに、あとは産業人材奨学金の返還支援制度といった経済的な支援というところも実施してまいります。

あわせて保護者に対しても、先ほど言ったような企業説明会というような形でも実施してまいりまして、就職を検討するときは、まずは地域を、そして自分の意向に合う企業が地元になれば、今までであれば県外にと向かっていった志向を、一足飛びに県外に行くのではなく、地元ではないけれども、県内に目を向けるというような意識転換を学校のほうとも連携して、進路指導担当者、保護者の方々には働きかけていく必要があると考えております。

○齊藤信委員 例えば今現状がどうなっているかといいますと、東芝メモリ岩手が290人

の求人を出しています。東芝メモリは岩手県内だけでは人材を確保できないというので、近県も全部回って、県内の高校も全部回っているのです。県内では大企業です。大企業がそういう取り組みをやっているのです。中小企業と比べたら東芝メモリの雇用確保のほうが可能性があるでしょう。そういう努力をやっているところと、県内中小企業が競争して人材確保しなくてはならない。だから、5年間で5,000人ふえるというのは、今までの延長線上ではますます地元の中小企業は大変になってくるということなのです。

それで、先ほどの報告の中で、山形県の調査をしたという話がありました。山形県の県内高校卒業者の県内就職率は78%です。岩手県は65%です。この差は何なのか。産業構造に違いがあるのか。私はそうは思わないのです。やっぱり取り組みの差なのではないのかと。山形県に調査に行き、どこに違いがあると感じてきましたか。

○八重樫雇用対策・労働室長 昨年度、高卒者の県内就職のワーキンググループで山形県を先進地調査してまいりました。一つは、現地を視察したところ、企業集積が伝統的にかなり進んでいて、小さいときからそういう環境にいたと。要するに、保護者が地元で就職することについて、ある程度意識が浸透しているというのが一つです。

県教育委員会とも一緒に行ってきたわけですが、本県もキャリア教育の部分に今年度かなり力を入れているつもりではございますが、職業関係の高校のみならず、普通進学校も含めた教育を、地元の産業、歴史、文化なり、そういったものをきちっと小学校、中学校のときから、子供たちの頭の中に入れてもらうというような教育もなされておりました。そういったことも受けて、今回いわてで働こう推進協議会を中心に意識を共有したと思っておりますので、今年度、本県でもそういったことをやっていきたいと考えています。

○斉藤信委員 本日に真剣に検討してほしいのですが、私は中小企業とか企業集積で、山形県と岩手県に大きな違いはないと思うのですが、県南の企業集積を見たら、決して岩手県が山形県に劣っていることはないと思います。

平成30年度の方針で、私が幾ら指摘しても変わらないのは、県内高校の就職率の目標が平成31年度まで67%なのです。今65%です。わずか2%しか上げないなんていう目標だったら、今までどおりでいいということになりかねないのです。高校卒業生は減っていますから、同じ比率だったら就職者が減るのです。何でこんな低い目標を変えずにやるのか。私は幾つか高校も見てきましたけれども、残念ながら高校で意識的に県内就職率を目標を持ってやろうという学校はない。ある意味、自主性に任せている。

私は前に盛岡工業高校の例も紹介したと思いますけれども、県外から1,700件の求人が来ているのです。黙っていても就職できるのです、大手を中心にして。だから、そういう中で、どうやって県内の企業を紹介し、産業を紹介し、やっていくかというのは、黙っていたら絶対にできません。今有効求人倍率が1.44倍ですが、東北は1.6倍、全国よりも高いのです。人材不足は岩手県だけではないのです。だったら、そっちに引っ張られるのは当たり前ではないですか。県教育委員会とも連携して、やっぱり67%ではなくて、

せめて山形県並みに78%を目指すということがあってしかるべきではないのかと。

いい例として私が紹介したのは平舘高校です。ことし3月の卒業生40人全員が管内に就職しました。すばらしい成果だと。その理由も聞きました。市町村が先頭になって頑張っているというので、やっぱり地元企業が平舘高校に足を運んで、そして地元からの就職が定着するというのです。そういう形で、行政も真剣に、企業もそういう取り組みの中で、平舘高校では40人全員が管内に就職したということがあるわけです。

ことし3月末の各高校の県内就職率を見ますと、盛岡工業高校は39.5%なのです。水沢工業高校は46.7%、一関工業高校は45.6%。県南の企業集積が高いところで、なぜ県外就職が多いのか。おかしいと思います、これ。頑張っているのは黒沢尻工業高校です。黒沢尻工業高校は61.9%が県内就職。これは、地元企業と連携を強化して、OBも頑張っています。今北上市とか水沢管内は、ある意味いい求人がどんどん出ているときに、半分以上が県外に出ていくということはないのではないかと。そして、アンケートによれば、7割方県内で就職したいという希望も持っているわけです。そういう意味でいくと、各高校でしっかり目標も方針も持って、就業支援員と連携してやれば、せめて5%ぐらいはすぐ上げられるのではないかと。10%上げるような運動が必要なのではないかと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○西野雇用対策課長 委員御指摘のとおり、平成30年3月卒の県内就職率は、県内高校、また大学ともに、残念ながら前年度より低下しているところでございまして、今お話にありましたとおり、県外企業の本当に積極的な採用活動が展開されたと。進路指導の先生方からもお伺いしており、また大学におきましても、かつてなかった企業からの求人があったというような状況を受けてという結果かと思っております。

まさに、これから5,000人、さらには地域の企業にも雇用確保するためには、地域、あとは学校、そして行政が本気になってというお話、まさにそのとおりだ考えておりまして、目標値などにつきましては、今年度、次期総合計画のアクションプランにおいて、今後県内で見込まれる新規雇用の状況でありますとか県内就職率の動向、また地域の活動などを具体的な取り組みとあわせて検討してまいりたいと考えております。

今年度に関しましても、当部から進路指導の先生方の会議でちょっとお話をさせていただく機会を設けまして、まずは地元、そして地元を生徒の希望に沿う学校がなければ、次は県外に行くのではなく、先ほどの繰り返しになりますが、県内にまず目を向けて、就職先の選択肢を岩手県から考えてもらうように指導していただけないかというお願いをしたところでございます。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、意識または地域の企業との連携によって、親とか生徒の意識を変えていく必要があると考えておりますので、そういう点や、先進のいい取り組みなどを普及させていきながら、県内就職率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○八重樫雇用対策・労働室長 教育委員会との連携、あるいは高校ごとに地元就職率の違

い等について委員から御指摘がありました。先ほど課長からの答弁がありました。今商工労働観光部と教育委員会、あるいは移住、定住を担当しております政策地域部と今いろいろ連携して一体となって取り組んでいるところがございますが、そうした中、特に県立高校については、今委員から御指摘があったようなことも背景にあるということと、やはり県として地元就職率を高めていくという方針を受けて、教育長答弁にもございましたけれども、実は先月の中旬ですが、教育長から各県立高校長に県内就職の促進という趣旨の通知を出したところがございます。人口減少社会の中で、岩手県の産業振興のためには地元での就職が必要だという意識を庁内できちんと共通認識を持ちまして、さらに連携して取り組んでいきたいと考えております。

○齊藤信委員 これでも最後にしたいと思えますけれども、今の雇用情勢は、全国的に人材不足なのです。生産年齢人口が全体として減少しているわけで、そういう社会現象です。そういう中で、どうやって県内の優秀な人材を確保するかと。トヨタ自動車東日本は、岩手県の労働力は優秀だということで、すばらしい成果を上げているわけでしょう。そういう人材を持っているのです。しかし、そこを県内の産業、企業で十分活用できていないと。

私は、行政、官僚の大問題だと思うのは、低い目標をなぜ変えられないかということなのです。私は、ずっと一貫してこの問題を取り上げてきた。平成31年度は67%という低い目標。しかし、低い目標さえ達成できない。山形県は78%、宮城県が80%。福井県、富山県は90%です。だから、せめて山形県並みに78%ぐらいまで一気に、1年で5%ぐらい上げるぐらいの取り組みをしないと。そのために英知を結集して、それは皆さんも学校も心を一つに、サッカーのように心を一つにして頑張らないとだめなのです。そういう意味で、次期総合計画で目標を考えますなんて、そんな1年後、2年後の話をしていたらだめです。

最後に部長に聞きますが、この1年間で5%上げようとか、そういう取り組みの中で次期総合計画の積極的な目標が出てくるのです。低い目標をずっと維持してきて、突然次期総合計画で何かと、そういうのは他力になってしまいます。そして、中小企業で人材を確保するというのであれば、中小企業の皆さんの努力も大事ですが、中小企業というのは営業の人材がないのも事実なのです。だから、そこへの支援が必要です。さっき私が言ったように、東芝メモリは、県内の高校を全部回って、秋田県、宮城県、そこまで回っているのです。そういうところと競争してやるとすれば、やっぱり大企業のようにできない地元中小企業に対して、そういうところをよく支援をして、地元の産業、地元の企業、これを本当に就職希望者につなげると。キャリア教育でいけば小学校、中学校から地域の産業や地域の企業と連携をした、そういう学校づくりが必要だと思うけれども、そういう取り組みをぜひ今年度から取り組んでいただきたい。

その取り組みが、次期総合計画の中身をつくるのだと思います。本会議での議論がありましたけれども、産業振興政策は次期総合計画の計画でも私は不十分だと思います、率直に言って。産業振興というのは、県行政の柱です。そういう意味で、ぜひ今年度の取り組

みから進めていくことが必要なのではないかと。改めて部長に聞いて終わります。

○戸館商工労働観光部長 委員からるる御指摘いただきましたが、ここ数年の企業集積、そして人口減少等の動きの中で、この雇用情勢を取り巻く環境というのは全く変わってしまったというふうに思います。この間の県南地域を中心とした企業における岩手県の人材の働きぶり等が評価されて、そういった認識が企業に広まってきているというふうに感じております。これはこれでさらに伸ばしていかなければならないと思っておりますし、大手を中心に企業がどんどん進出してきていますので、これは大きなチャンスであります。岩手県の若者たちも、自分が希望すれば県内で就職ができる、岩手を支える人間になれると、こういうチャンスが広がってきているわけですので、これは何としてもやり遂げなければいけないと思っております。

今年度の取り組みの中でも、特に保護者の皆さんにもそういった意識をしっかりと持っていただくということで、地元企業の説明会等も予定しておりますし、また高校生と県内の企業で働いている若手社員との交流会の中で、やっぱり地元企業のよさを感じてもらえる機会を持っていこうと思っております。

現時点で私ども考えている最大限のことはやっていくつもりでおりますし、またこれが最終的にこれでベストだということではなくて、それは毎年度、毎年度、振り返りをしながら、さらにいいものにしていきたいと思っております。

目標については、さきに委員のほうから話を取られてしまったような感じではありますが、次期総合計画アクションプランの策定のまさに今準備をしている段階でありますので、しっかりしたものをこれからつくっていきたくと思っております。

地元企業も含め、地域産業全体として、しっかりと人材が確保されて、ふるさと振興につながっていくように取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。

この際、教育長から説明を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 時間をいただき、大変申しわけございませんけれども、このたび発生いたしました教職員の不祥事について、先般6月30日に情報提供させていただきましたけれども、改めて御報告とおわびをさせていただきたいと思っております。

この事案は先月29日の夜に福岡高校に勤務する教諭が同僚の教諭を殴り、傷害の容疑で逮捕されたものであります。当日は、午後6時30分ごろから教育実習の慰労会が二戸市内の飲食店で開かれ、当該教諭も参加しておりました。その後、会場をかえて午後9時ごろから始まった二次会において、当該教諭は同席していた教育実習生に絡み、それをとめに入った同僚教諭を殴り、鼻骨骨折などの傷害を負わせ、二戸警察署の警察官に傷害の容疑で現行犯逮捕されたものであります。

本人は酒に酔って同僚教諭を殴ったことを覚えていないと話しておりますが、酩酊状態とはいえ、他人を殴り、けがを負わせるという暴力行為に及び、逮捕される事態に至ったことは極めて遺憾なことであり、本当に残念でなりません。

本事案につきましては、警察による調査の動向等も見きわめつつ、事実関係を精査した上で、できるだけ速やか、かつ厳正に対応してまいる考えであります。

また、先月 21 日にも釜石商工高校の非常勤講師が大船渡市内の国道 45 号の交差点で 87 歳の女性に重傷を負わせるという人身事故を起こし逮捕される事案が発生したところであり、この事案につきましても、あわせておわびを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、逮捕事案が続けて発生したことを受け、県教育委員会、市町村教育委員会所管の全所属を通じ、全ての教職員に対し、職務内、職務外を問わず、コンプライアンス意識と行動規範の確保を徹底するよう強く指示したところではありますが、引き続き教職員一人一人の遵法意識の浸透に向けた取り組みの徹底を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいる所存でございます。

説明は以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○城内よしひこ委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 1 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 議案第 1 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明を申し上げます。議案（その 1）の 2 ページをお開き願います。

第 1 表、債務負担行為補正、変更の表中、校舎建設事業であります。これは校舎耐震改築工事につきまして、平成 30 年度から翌年度以降にわたりまして施工される工事等に係るものでございます。具体的に申し上げますと、県立福岡工業高等学校校舎耐震改築工事の施工に伴いまして、仮設校舎の賃貸借及び既存校舎の解体工事が複数年にわたりますこととなりましたことから、債務負担行為の期間及び限度額を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 福岡工業高校は、木造で整備をされると聞いていますが、どういう考えで整備されるのでしょうか。

それと、盛岡みたく支援学校の高等部もその中に入るという話も聞いておりますけれども、これは合築ということになるのでしょうか、別の形でやられるのでしょうか。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 福岡工業高校の管理教室棟の木造化についてでございますけれども、こちらは岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画によりまして、県が整備する低層の公共施設の木造化率を定めて、2 階建て以下で延べ床面積 3,000 平米以下のものについては木造とするということとされております。この福岡工業高校の管理教室棟新校舎については 2 階建てで延べ床面積 2,928 平米でありますので、木造で計画をす

るものであります。

それから、盛岡みたけ支援学校の高等部ですけれども、こちらは、その管理教室棟の中に一緒に入るといって計画されているものでございます。

○**斉藤信委員** 木造で整備されるということは、私は大変いいことだというふうに思います。これは、県産材の活用ということになるのか。あとは、耐震性とか火災防止でどういう対応がとられるのかも示してください。それと、盛岡みたけ支援学校の高等部については、何教室ぐらい、そこに確保されるのかも示してください。

○**佐藤特命参事兼学校施設課長** 木造校舎の教育的効果につきましては、一般論で恐縮でございますけれども、木材はやわらかで温かみのある感触を有しておりまして、一般的に室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高めるなどのすぐれた特性を備えておりまして、仕上げ材として使用することによって、生徒のストレスを緩和させるとか、あるいは授業での集中力が増すといったような教育的な効果も認められているところでございます。

耐震あるいは耐火については、関係法令に基づいて、木材の基準に合わせて適正に建築を進めております。

それから、県産材の使用につきましては、ある程度、流通の過程で伐採から乾燥までと、初めからスケジュールを立てた施工が必要でございます。実際にどこまで県産材を使うかについては、これから施工の過程で検討させていただきたいと思っております。

○**佐藤特別支援教育課長** 盛岡みたけ支援学校の二戸分教室高等部の設置学級数については、高等部が3年までそろっているということで3教室を設置するものです。

○**高橋孝真委員** 債務負担行為、予算の組み立てがよくわからないからですけれども、補正前は平成30年度、平成31年度での債務負担行為5,400万円とございますが、それが平成32年度までということで7億800万円と変更になるわけです。どうして当初にわからなかったのか、年度末に補正してもいいのではないのか、今の時期でなくてよかったのではないのかと思うのですが、どうして今の時期に債務負担行為を変更しなければいけなかったのか。5,400万円という限度額以上に今年度かかるからという意味合いはないのだと思うのですけれども、どうなのですか。

○**佐藤特命参事兼学校施設課長** 御提案しております債務負担行為補正についてですけれども、昨年度実施をしておりました設計の過程で、校舎解体工事に係る外壁のアスベスト含有仕上げ塗りの除去工が追加になりまして、設計の工期を延長しました。これは、外壁のアスベスト含有仕上げ塗りの取り扱いが、吹きつけアスベストと同じような取り扱いをするということで、昨年度、中途に建築所管課から通知があったものでございます。これに伴いまして、設計の工期が延びたことから、当初予算への計上が間に合わず、今回提案させていただいております。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤特別支援教育課長 それでは、岩手県議会定例会議案（その2）54ページをお開きください。議案第8号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。この条例は、岩手県立学校設置条例の一部を改正し、岩手県立盛岡ひがし支援学校を設置しようとするものであります。

盛岡地区においては、狭小な学校敷地を要因として盛岡みたけ支援学校の慢性的な教室不足が課題となっていることから、盛岡となん支援学校移転後の空き校舎を活用し、知的障がいのある児童生徒を対象とした特別支援学校を新設することとしたものであります。

校名については、公募した中から、同校が盛岡市の東側に位置することや、平仮名の文字、やわらかさから、柔軟な指導、支援を行う学校のイメージにつながることを理由に決定したものであります。

施行期日については、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますことをお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 特別支援学校の教室不足は、全県的に深刻なのですけれども、盛岡ひがし支援学校が設置されることによって、直接的には盛岡みたけ支援学校から、どのぐらい移行するか。また、教室不足が解消されるのか。これは、基本的には盛岡管内で調整がされるのか、さらには波及効果があるのか。

それと、定員についてと、教員増も必要になってくると思いますけれども、それらの対策はどうなりますか。

○佐藤特別支援教育課長 盛岡ひがし支援学校、盛岡みたけ支援学校の児童生徒数のこれからの見通しについて御説明申し上げます。

まず、盛岡ひがし支援学校につきましては、2021年度に高等部3年生までそろうこととなります。そのときの児童生徒数につきましては96名、学級数は22学級を見込んでおります。そして、盛岡みたけ支援学校の児童生徒数につきましては131名、学級数は28学級となり、盛岡みたけ支援学校の教室不足は、3年後に解消されるという見通しになってお

ります。

それから、児童生徒の定員については、義務教育は希望される方全員が入学するという
ことになっておりますので開校時、平成 31 年度につきましては、盛岡ひがし支援学校の児
童生徒数は 55 名、学級数は 14 学級と試算しているところでございます。また、教職員数
につきましては約 50 名と試算しているところでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決
定いたしました。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 69 号少人数学級の推進
などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための請願を議題といた
します。

当局の参考説明を求めます。

○永井教職員課総括課長 まず、請願事項の 1 点目、教職員の定数改善についてでありま
すが、国による教職員定員改善計画の策定は、平成 18 年度以降はその策定が見送られてい
るところであります。一方で、本県における少人数学級の推進については、平成 18 年度か
ら小学校 1 年生に 35 人以下学級を導入し、その後も加配定数を活用して順次拡大し、平成
30 年度においては、平成 31 年度からの小学校 6 年生までの拡大も視野に入れながら、新
たに小学校 5 年生まで拡大したところあります。

しかしながら、小学校における外国語教育を含めた新学習指導要領の円滑な実施や、個
に応じたきめ細やかな指導、いじめ、不登校対策、教職員が児童生徒一人一人にしっかりと
向き合うことができる環境整備等、さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果に
つなげるためには、国による複数年先を見込める計画的な定数の改善が不可欠と考えてお
ります。全ての学年における少人数学級の実現に向けた新たな定数改善計画策定について、
これを早期に実現するよう、国に対し継続して要望しているところであります。

続きまして、義務教育費国庫負担割合の復元についてでございますが、義務教育費国庫
負担金につきましては、これまでのさまざまな議論を踏まえ、平成 17 年の政府与党合意に
おいて、義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負
担制度を堅持するとされております。国の負担割合は、平成 18 年度から、それまでの 2 分

の1から3分の1に変更になっております。その減額については税源移譲という形になっております。この国庫負担割合復元については、現在のところ国において特に議論がなされている状況にはないと承知しております。

本県としては、義務教育については地方の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、その財源について国においてしっかりと責任を持った措置がなされるべきと考えているところです。説明は以上です。

○城内よしひこ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋孝眞委員 義務教育の国庫負担を2分の1の復元ということは、3分の1から2分の1へということでありますけれども、政府は、今までに税源移譲をしているという内容でありますので、これ以上さらに求める必要性はないのではないかと私は思うのですけれども、税源移譲はどの程度、100%になっているのかどうか、もしわかればお願いします。移譲していますよと言っているだけで実際来ていないのかどうかの確認です。

○永井教職員課総括課長 まず、国庫負担の変更についてでございますけれども、当該税源移譲につきましては、税制改正において、平成18年度は所得譲与税という形で平成19年度以降は、とりあえず個人住民税の税率の調整という形で恒久的な措置はされたと聞いております。本県における国庫負担額が仮に3分の1と2分の1でどれぐらいの差額があるかということでございますけれども、平成30年度の場合は100億円程度の差額がございます。ですが、これらについては、いわゆる国庫補助負担金の地方移譲と税源移譲、あとは地方交付税を絡めた、先ほど申し上げた平成17年の政府与党合意において、トータルとしてはマクロのベースでしっかりと財源保障はなされていると承知をしております。

○高橋孝眞委員 税源移譲がきちんとされているというのであれば、私はあえて2分の1にしななければいけない、そういうことを要望する必要性はないのではないかとこのように思います。

それから、もう一つは、今年度政府としては、働き方改革の関係で、教職員の定数改善については予算措置をしていくと聞いているのですけれども、その部分についてどのようになっているかについて教えていただきたいと思います。

○永井教職員課総括課長 平成30年度における国の予算ベースでの定数改善の状況でございますけれども、平成30年度の政府予算のポイントといたしましては、委員御指摘の働き方改革と、これを進める目的としての新しい学習指導要領の着実な実施ということを目的にさまざまな予算措置がなされているところでございまして、委員御指摘の定数の改善の部分につきましては、全国のマクロベースですが、教職員定数の改善として1,600人弱の基礎定数の改善が図られております。

そのうち、主なものといたしましては、小学校の英語教育の早期化、教科化に伴う専科指導教員を全国ベースで1,000人配置しております。そのほか、さまざまな教育課題、通級指導等々の対応のための基礎定数化ということで、おおむね380人ほどの定数の改善がなされているというように国の予算では措置されているところでございます。

○高橋孝眞委員 ということは、この請願の内容について、ある程度国は予算措置をしているし、対応しているということになるのだろうと思うのですけれども、そのように考えてよろしいのですか。

○永井教職員課総括課長 平成 30 年度政府予算の策定において、先ほどお話し申し上げた 1,600 人弱の定数改善の数字と、それから御指摘の平成 17 年度政府予算合意における国庫負担比率 2 分の 1、3 分の 1 の議論が、特に関連づけられて措置されたということは国から説明を受けておりません。

○高橋孝眞委員 関連づけて措置されていないということは、どういう意味かよくわからないけれども、いずれにしろ、この二つの請願事項については、ある程度と言われますけれども、十分措置されてきているのか、これからも計画的に措置していきますよという考えだと思うので、あえて私はこの請願事項について、採択する必要性はないのではないかと思います。

○永井教職員課総括課長 先ほどの御説明が不足いたしました。平成 30 年度における定数改善については、現行の義務教育国庫負担制度の 3 分の 1 というものを前提に、いわゆる定数の改善がなされていると承知をしております。

○斉藤信委員 高橋孝眞委員の意見は、極めて不正確なので、私からも聞きますけれども、税源移譲で 2 分の 1 から 3 分の 1 になったと。税源移譲というのは、教育に使うというふうにならないわけです。教育に使うことになっているのは 3 分の 1 で、結局税源移譲というのは何に使うかは、その自治体次第で、教育予算が減らされる危険性があるということなのです。

本来教育とか医療というのは、国が責任を持つべきだというのが私は基本的な考え方だと思います。全国どこにいても、憲法に明記されているように、等しく教育が保障される、そのための教員をしっかりと配置する。そういう意味で、国庫負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 というのは、教育保障の国の責任を軽視したと、こう言わざるを得ないと思います。

二つ目の問題は、定数改善。一時期 35 人学級を全学年で計画的に実施することとなったのです。ところが、自民党政権になったら、小学校 1 年生で終わってしまった。とんでもない話です、これ。岩手県で小学校 6 年生まで全部 35 人学級になったら、どのぐらいの定員増が必要ですか。

本来 35 人学級というのは、岩手県だって来年には全学年でやるというところまで、自力で苦勞して加配の教員を活用してやっているけれども、小学校 6 年生まで全体で 35 人学級になったら、どのぐらいの教員の定数増が必要になるか。そこから見たら、若干ふやしている程度では、ふやしたことにはならない。

○荒川小中学校人事課長 ただいま本県では、少人数の加配を振りかえて 35 人学級を実施していますが、これが基礎定数化になれば、約 300 人近い定数が必要になると試算しているところで、それを加配のほうから順次振りかえて実施しているというような状況になっております。

○**斉藤信委員** 岩手県だったら300人必要だとか、全国だと、およそどのぐらいの必要数になるかわかりますか。

○**荒川小中学校人事課長** 全国にしますと、大体岩手県の100倍と捉えているところがございます。

○**斉藤信委員** 3万人ですか。

○**荒川小中学校人事課長** 3万人です。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 本請願について採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**城内よしひこ委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。

○**小西和子委員** 請願陳情の要旨、それから意見書もなのですが、請願者は子供の供は平仮名にしているはずですが、これは、供えるという字なので、学校現場では使っていません。それから、豊かもさまざまな意味合いを持ったゆたかですので、これも平仮名にしているはずですが、ですから、子供の供、豊かのところを平仮名にしていきたいと思います。

○**田村勝則委員** 私は同じ指摘を申し上げますが、私はこの文言でいいのではないかと思います。

それと、教職員定数改善を推進することということは、まことにそのとおりなわけですが、この意見書では、まだ元号が変わっておりませんが、2018年度、2019年度となっております。ここは平成31年度、平成32年度と直していただくべきではないかと思っております。平成32年はないな。

○齊藤信委員 今文言に対する意見がありました。私は請願者が使っている用語で意見書も整理してもらえばと思います。

○田村勝則委員 自治体間の云々のところ、教育較差の較の漢字は、これでいいですか。漢字として。

○齊藤信委員 較差な。きへんの格だな。

○小西和子委員 請願者はきへんです。

○城内よしひこ委員長 訂正をします。ただいま御指摘のあった点については直したいと思いますし、西暦については、こういう形で出てきますのでこのようにしたいと思います。

○田村勝則委員 お任せします。一応意見として申し上げました。

○齊藤信委員 請願者の文書どおりということですね。

○城内よしひこ委員長 そういうことです。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたします。

なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、「新たな県立高等学校再編計画」における遠野、宮古、久慈地区の統合について、ほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤澤高校改革課長 それでは、私のほうからは、「新たな県立高等学校再編計画」における遠野、宮古、久慈地区の統合について、この委員会の場をおかりしまして、改めて御説明したいと考えております。1枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

再編計画でございますけれども、平成28年3月に策定しております。その中で2020年度、平成でいうと32年度でありますけれども、3地区の高校の統合をお示ししておりました。実際の統合の時期につきましては、地方創生に向けた地域の取り組みの推移や、平成30年度までの入学者の状況等の検証を行った上で進めるということにしておりました。

今般平成30年度の各校の入学者数が確定したことにあわせ、地域の取り組みの推移であるとか、入学者の状況等の検証を行いまして、3地区の統合の取り扱いを次のとおりいたしますので、御報告いたします。表のところに3地区の状況をまとめております。

遠野地区におきましては、遠野高校と遠野緑峰高校の統合ということをございましたけれども、時期を延期したいと考えております。

それから、一つ飛びまして、久慈地区におきましては、久慈東高校と久慈工業高校の統合についてでございますが、こちらのほうも時期を延長したいと考えております。

それから、真ん中の宮古地区における宮古工業高校と宮古商業高校の統合については、計画どおりに進めたいと考えております。

遠野、久慈地区につきましては、遠野市、野田村において地元高校への支援を含む地方創生に取り組んでいるところでございまして、遠野緑峰高校や久慈工業高校への入学者数にも増加が見られるということで、その効果を十分に見きわめる必要があるということで延期をするという判断をしたものです。他方、宮古地区につきましては、同様に高校の魅力づくりの取り組みは進めているものの、統合予定校2校の欠員が大きく、今後さらに宮古市内の中学校卒業予定者の減少が見込まれるということで、統合によって教育環境をよりよくしていきたいという地域の理解も進んでいるということでございますので、計画どおり進めたいと考えております。

統合を延期する地区におきましても、各市、村の、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは平成27年度から平成31年度までの5年間の計画でございますけれども、その結果等を踏まえた入学者等の状況を見きわめることとしまして、その総合戦略の計画期間の終期であります平成31年度の状況、入試としましては平成32年度、2020年度入試になりますけれども、その状況を見て、改めて統合時期等について検討したいと考えています。説明は以上でございます。

○永井教職員課総括課長 「岩手県教職員働き方改革プラン」の概要につきまして、御説明させていただきます。資料は、お手元に配付させていただいております1枚物の資料により行わせていただきます。

このプランは、県内のPTA連合会、職員団体、市町村教育委員会、それから校長会から委員をお願いして組織をした教職員の働き方改革プラン（仮称）の策定・推進会議を設けて検討を進めてまいりました。先ごろ6月19日に策定したものでございます。プランの本編につきましては、相当ページ数がございますので、きょうは配付を割愛し、便宜この概要版で御説明をさせていただきます。

資料でございますけれども、左側の上の趣旨の欄から右側の角、一番下のところ、推進体制のところまで流れる構成でございますので、その順番によって説明をさせていただきます。

まず、左方一番上、趣旨の欄でございますけれども、背景として3点記載しております。人口減少社会の到来等による社会情勢の変容等における教職員の果たすべき役割の多様化、あるいは長時間勤務等、本県の教職員の負担の増加に伴い、負担軽減が喫緊の課題になっているということに触れながら、この資料の背景の中、大きな矢印の下でございますけれども、本プランの策定により、教職員の負担の軽減と健康確保を図ることで、教職員が健康で生き生きと、やりがいを持って子供たちに向き合うことができる時間を確保するということなど、趣旨を記載しております。

次に、国の動向の欄でございますけれども、昨年度来、文部科学省ですとか中央教育審議会等で検討が進められた内容に触れつつ、箱囲みの部分に昨年末に取りまとめられた国

の緊急対策の視点、骨子を記載しているものでございます。

その下、現状の欄でございます。1の教職員の勤務負担の増加のところでございます。一つ目の黒ぼつがございます。県立学校では教職員の毎月の時間外勤務を記録簿につけておりますが、平成29年度の実績を記載しております。県立高校での月80時間以上の長時間勤務者が12.4%という状況、それから二つ目のぼつは、文部科学省が小中学校において行った平成28年度の全国実態調査の結果を記載しております。

それから、2には、県立学校の教職員の療養状況を記載しております。

一番下の方向性でございますけれども、これらの動向を踏まえて、1、教職員の負担軽減、2、教職員の健康の確保、この二つの方向性を示しているところでございます。

資料の右側にお移りいただきまして、一番上、プランの期間でございますけれども、喫緊の課題であることを踏まえまして、緊急的に、重点的に対策を行う期間として、平成30年度から2020年度までの3カ年度とプランの期間を設定いたしております。

プランの目標の欄でございますけれども、一つ目は左側の欄に1として記載しております。いわゆる教職員の充実感ですとか、安心感の向上を図りたいということで、今後教職員アンケートなどを実施いたしまして、策定時点よりもプランの最終年度において各種指標が上昇しているということを目指したいと考えております。

2、右側の欄の記載でございますけれども、先ほども申し上げた県立学校における長時間勤務者の割合、これを削減していきたいと。特に100時間以上の勤務者については皆無にしていきたいということで考えております。

これらについての取り組みでございますけれども、下のところに、1、負担軽減の取組、2、健康確保の取組ということで、ア、イ、ウ、エ、オと書いておりますが、全部数えますと22ございます。この22の中で主なもの、新規のものを中心に御説明させていただきますと、1、負担軽減の取組の①、チームとしての学校のところのイのところ、newと書いておりますけれども、スクールサポートスタッフ、これは小中学校職員室の業務支援員を配置したいと考えているものでございます。それから、同じく1の②のクでございますけれども、教員のワーキンググループによる業務のスクラップ・アンド・ビルドを検討したいと考えております。それから、1の③でございます、ア、イでございますけれども、部活動指導員及び県の部活に関する方針の策定でございます。この後に担当課から説明いたします。

次に、右側にお移りいただきまして、健康確保等の取組のうち、①のア、イでございますが、アについては県立学校教諭にタイムカードを導入し、客観的な勤務時間を記録する。それから、盆、年末年始等の学校閉庁日を設定すると、こういったことを考えております。

その他、②、労働安全衛生体制の確立ですとか、2の③のイのところですが、専門医によるメンタルヘルス相談窓口を設置するというところでございます。

最後に、推進体制ですけれども、冒頭ちょっと触れました策定推進会議、関係者の皆さんに集まっていたいただいた推進会議を引き続き設置して、このプランを推進してまいりたい

と考えております。二つ目の白丸、このプランを、特に県立学校については、個別の取り組み方針を策定して推進していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○城内よしひこ委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○荒木田保健体育課総括課長 それでは、岩手県における部活動の在り方に関する方針について、お手元に配付いたしました概要版により説明させていただきます。本編につきましては、10ページほどであります。今回は概要版で御説明いたします。なお、ホームページにも掲載しているところでございます。

本県の部活動の方針は、先ほど午前中に説明がありました働き方改革プランとあわせまして教職員の一層の負担軽減及び指導の充実を図るために平成30年3月に国のガイドラインを踏まえまして、中学校、高等学校、PTA、職員団体及び市町村教育委員会等により構成する策定会議を経まして策定し、働き方改革プランと同じ6月19日に県立学校、市町村教育委員会及び関係団体等へ通知したところであります。

部活動は、資料にもございますが、スポーツ、文化芸術に親しむ観点や、生徒の自主性や協調性など教育的側面から意義の高いものであります。適切な休養を伴わない行き過ぎた活動が行われれば、無理や弊害を生み、生徒や教職員の負担が大きくなる等の指摘がなされているところでございます。県教育委員会におきましては、資料の上のほうの箱囲みであります。生徒の多様な学びの場である部活動を、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会のレガシーを継承し、将来にわたるスポーツ、文化芸術に親しむ基盤づくりという趣旨を踏まえて、それを目指して取り組みを進めてまいります。

具体的な内容といたしましては、本方針は中学校、高等学校段階における運動部及び文化部を対象としまして適切な休養日、活動時間等の設定、スポーツ障害の予防及び体罰、ハラスメントの根絶などの徹底、生徒の自主的、自発的な活動、合理的でかつ効率的、効果的な活動等の推進について明記したところであります。

そして、資料の中ほど下にありますが、本県が設定しました休養日及び活動時間の基準につきましては、中学校は平日1日以上、週当たり2日以上の休養日を設けること。1日の活動時間は、長くても平日に2時間程度、学校の休養日は3時間程度としました。これは、国のガイドラインと同じでございます。

また、高等学校におきましては、各学校において中学校教育の基盤の上に多様な教育が行われていることに留意することから、週1日以上休養日を設定しながら、年間平均で週当たり2日以上の休養日を設定に努めることとしまして、1日の活動時間は学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定することとしたところでございます。

また、部活動を補完する目的で部活動に引き続き行われる父母会練習やスポーツ少年団

活動につきましては、部活動とあわせて休養日は活動時間の基準を超えないよう要請してまいります。そのほか、生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間、オフシーズンを設けたり、部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、ほかの日に振りかえたりするなどについても示したところでございます。

今後の実施までの流れにつきましては、中学校の場合、市町村教育委員会等の設置する学校に係る活動の方針の策定後、それぞれ各学校が学校の部活動に係る活動方針を策定し、生徒や保護者に周知を行った上で実施することとなります。県立学校につきましては、県の方針を踏まえて学校の方針を策定し、生徒や保護者に周知を図った上で実施することとなります。

本県では、生徒数の減少等により、これまでの学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外のスポーツ活動や文化活動等に取り組む生徒が見られたりするようになってまいりました。今後においても、持続可能な部活動とするために、生徒の多様な学びである部活動の教育的意義を認識しつつ、本方針をもって学校、保護者、地域、関係団体等が一体となってよりよい部活動の実現に取り組んでまいります。

また、県教育委員会としましては、本方針に基づく市町村教育委員会や学校の取り組みにつきまして定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的に取り組んでまいります。以上でございます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 今説明いただいた内容は、余りにも幅が広過ぎますが、質問させていただきたいと思います。順を追っていくと、まず最初に新たな県立高校再編計画についてです。説明いただいた際に、今回、前期再編プログラムで統合予定校の取り扱いについて、宮古地区については計画どおり 2020 年度に統合の方向であるということ。そして遠野、久慈地区については統合時期を延期するというので、資料でもお示しいただいているわけですが、この説明が来年度の入学予定者等を見ながら検討するといったようなニュアンスに聞き取れたわけでありまして、そうすると例えば平成 31 年度 4 月の入学状況によっては、この遠野、久慈地区でも平成 32 年度、2020 年の当初予定の再編計画が実行に移される方向になるということもあり得ることなのではないでしょうか。

○藤澤高校改革課長 統合を延期した遠野地区と久慈地区についてでございますけれども、今回延期いたしましたのは生徒数、地域の取り組みを踏まえてということでありまして、平成 31 年度までの取り組みの状況を見るということで、平成 30 年度、平成 31 年度の状況を見まして、平成 32 年度入試の際に改めて判断したいと考えております。これは、2 年間は先に延ばすということでございます。毎年 3 月の段階で判断するというのではございません。1 年先の平成 31 年度末、平成 32 年度入試の状況がある程度見えてきた段階で、もう一度判断をさせていただきたいと思っています。

○郷右近浩委員 再編計画については、今回資料を出していただいた中学校卒業予定者数を見ても、確かにそれぞれの地域で、どうしても子供たちが少なくなっているという現状

というのはそのとおりだと思います。とはいえ、これは一般質問でもブロック制がどうかというような話もありましたけれども、いろんな意味でそれぞれの地域できちんと子供たちの学校に通う環境を整えるといったような部分も大切であると。そして、通いやすいところに通うというのも一つの考え方としてあり、どのようにしていくかというのは、とにかく全体のパイが小さくなっていく中で、常に見ていかなければならないというか、子供たちにとってよりよい教育環境を提供するために、さらに今後とも周りの状況等を見て進めていかなければならないということをおっしゃっていました。

次に、教職員の働き方改革プランですけれども、こちらの資料の中ほどのところのチームとしての学校の推進という部分で、教職員の負担軽減の取り組み、チームとしての学校の推進という部分でありますけれども、働き方改革プラン自体がというよりも、働き方改革自体が、そもそもマンパワー、教職員がふえれば何ごとにも問題ないと。みんなが分担して、そして子供たちをきめ細かく見られるような環境であったり、そうしたことができれば、何より問題がないというふうに思うわけでありまして。そうした中で今回チームとしての学校の推進の中で、少人数学級の拡充であったり、今回新規扱いでスクールサポートスタッフの配置の説明がありました。そして、非常勤の専門スタッフの配置だったり、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを増員するというふうに捉えますけれども、そうすると、これだけの職員をふやすという形になるのですが、この部分についての例えば国の財政措置であるのか、財政措置があった場合、県はそういう財政措置の枠内でやるというだけにとどまるのか、さらに充実したような形で進めていきたいというふうにご検討されているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

また、さらに登下校に関する関係機関、地域との連携強化という部分であります。これちょっと具体的にどのようなものをご検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○永井教職員課総括課長 働き方改革プランの説明内容について2点御質問いただきました。

まず1点目のチームとしての学校の推進でございますが、本県のプランで新しく出した概念ではございません。これは中央教育審議会等で働き方改革が検討され、あるいは新学習指導要領等の中でも着実な学びを推進していくというような部分において、教員だけではないさまざまな専門スタッフの力の結集によって学校教育を推進していくというようなことがうたわれている中で、概念として、チームとしての学校ということでございます。その中でも、先ほどご質問の審査でもお話がございました少人数学級の拡充については国としての、現時点での定数改善計画はないという状況でございますから、これについては加配定数の中で差配をしながらとりあえずやっておりますけれども、国でしっかりと財源を確保してということがまず肝要かと思っております。

それから、2番目でございますが、newと書いておりますけれども、スクールサポートスタッフの配置につきましては、完全な新規事業でございますので、国費、県費の両方を使って充実を図るということでございます。国が3分の1を負担し、県が残り3分の2を

負担するということで、今年度当初予算では2,000万円弱の予算を新たに措置していただいたところでございます。現時点で13人を置く予定で、各地域のセンター校でありますとか、あるいは逆に小規模校みたいなところでどういう効果が出るのかというような政策的な効果の発現を含めまして、今配置の検討をしているところでございます。

その他スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、あと非常勤の専門スタッフということで、すこやかサポートですとか学校生活サポートというさまざまな校種に応じた支援スタッフについてですが、これについては従前からやっておりますので、おおむねすこやかサポート、学校生活サポートであれば、合計200人程度ということになります。これは県の一般財源などを投入しながら、現時点でしっかりこれを確保していくということでございまして、まず地方財政措置があるものなどについては、先ほどのスクールサポートスタッフのようなものもありますので、しっかり活用していくということでございます。

あとは既存の事業で、例えば国の加配等を活用しながら、活用できているものについては、それをしっかり引き続き確保することですとか、国の財源措置のあるものを中心にしっかり確保しつつ、県単の予算などもできる限り確保して、チーム学校を推進していくと考えているところでございます。

2点目の登下校に関する関係機関、地域との連携強化でございますけれども、登下校の見守りについては国の改革プランで、教員がどこまで担うべき業務なのかというような指摘があった内容でございますので、このプランには登載いたしたものでございますけれども、本県においては県内各地域において地域の見守り、登下校による地域の方々の支援、スクールガードといった取り組みが既に盛んになされておりますので、基本的には何かこれについて新しい取り組みをするということではなくて、現状各地域の皆様方の御理解と協力を得ながら進めている地区による見守りを、引き続きしっかりと連携をとりながら推進していくという意味で、ここに記載させていただいたものです。

○郷右近浩委員 了解しました。これまでやってきたものも含めて、しっかりと体系立ててではないけれども、全体としてやっていくという意味だということはわかりました。

あともう一点、この働き方改革プランについて質問し忘れた部分があったのですが、2の教職員の健康確保等の取組の勤務時間の適正管理という中の、ウの留守番電話等による時間外対応のあり方についての検討という部分です。確かに職員の方々が、御自身のやらなければいけない仕事をやりながら、電話対応でどのぐらいの時間拘束されるかといったことを含めてなのかと思いますけれども、私自身も、まだ小学3年生の子供を持っているので、地域で何かあると、学校にいろいろ問い合わせであったり、いろんな連絡が行くということがあると思います。留守番電話による対応が、例えば何時から何時までなのかとか、いろんな要素もあると思うのですが、留守番電話ではなく、例えば教職員でなくても警備員や時間外対応できるような方が対応するというような考え方というのは、これを検討する中で出なかったのかについてお知らせいただきたいと思います。

○永井教職員課総括課長 留守番電話の検討のあり方についてのお尋ねでございますが、まず全体といたしまして、委員御懸念のような緊急事態ですとか非常時については、もちろん留守番電話の対応ではなく、学校でも非常連絡システムがあります。そういった中でしっかり対応していくということの前提に立った上で、例えば外線からの問い合わせですとか、学校には保護者に限らずさまざまな先から電話がかかってまいります。これについて、他県の事例などを見ますと、例えば夜7時以降は留守番電話対応にしたことで、それ以降の教材研究がしっかりできるようになったというような事例なども報告されておりますので、本県で独自にやっているところは、ちょっと詳しくは承知しておりませんが、まず県教育委員会としてこの導入についてどうあればいいかということを含め、今後検討していきたいと考えているものでございます。保護者、児童生徒の皆様の万が一のとき、非常時のときの連絡体制をしっかりと確保した上での検討だということでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。確かに教職員の方々は、勉強を教えていただくといったような本来の業務以外に、自分自身もまだ子育て中ですけれども、PTAの対応であったりとか、本当にさまざま煩雑なことが重荷になっている部分もあるのではないかと考えていますけれども、どうしても親からすると、子供たちの生活面であったり、何かのときに頼りにするのは先生というような部分もなきにしもあらずということがあります。そこは先生と子供の信頼関係ができていたり、そして子供の生活の一部に先生がいるという中であって、そうした部分をどこまでどう整理すればいいのかなというのが、私自身ちょっとはかりかねるということで質問させていただきました。

確かに緊急電話というのは、今いろんなルートがあって、うちでも連絡ルートとかいろいろ来ているみたいですが、確かにそのとおりできるかななんて思っていますが、ただそうした中でもやはり学校では、いろんなことが想定されますので、きちんと混乱がないような対応ができるようお願いしたいと思います。

最後に部活動のあり方に関して質問させていただきたいと思います。部活動指導員の導入については、自分自身ももちろん推進したいということで、それはもちろん今現在の教職員の方々の多忙化解消であったり、また経験したことのないスポーツ部の顧問になって、先生も子供も大変だといったようなことの解消も含めて、部活動指導員というのは非常にいい形でやれるのではないかと考えているわけでありまして。反面、子供たちが部活動において、上下関係だったり、人間関係であったりいろんな教えられることがあるときに、週2日間休みが果たしていいのか。

先日のバスケットボールの大会での乱闘騒ぎの、あの審判をどうのという話の中でも、よその国では週4日間しか練習しなかったとか、しかも2時間だったなんて、日本と余りにも文化の違い過ぎるという話がありましたけれども、どういう形がいいのかというのは正直悩んでいるところです。

今回方針の概要版を拝見させていただき、部活動を補完する活動という中で、父母会やスポーツ少年団等ということで、もちろんこれに外部指導者等を父母会がお願いするとい

うような形も現場ではあると認識しておりますし、これまでも、例えば夕方5時までは学校の部活動としてやって、5時以降はスポーツ少年団でやるといったような部活動のスタイルがあったりする中で、そこを一体的に休養日をどのように設けるであるとか、さらには子供たちの運動時間をどのぐらいにしようとかということが、果たしてうまくできるのかどうかという危惧を持っています。そこら辺については今回の方針に父母会等の連携、主催者との連携等と書いてありますけれども、現実的にどのような形でやっていこうとされているのか。例えば週2日休みであったりとか、またさらには部活動指導員を入れてやるだとかというようなときにも、部活動を本当に現場でどのように進めていこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動の休みについてですけれども、補足の説明ですが、この休みにつきましては、やはりスポーツ医・科学の見地から、休むことがけがの防止であったり、またはバーンアウト、燃えつき症候群であったり、そういうものを防ぐことが根拠となりまして、週16時間ぐらいがベストであろうということで週休日、活動時間を設定したところでございます。休んだから、それで指導ができないではなくて、健康的な面、精神的な面からも必要ということで設定したものであります。休むことも練習の一つだという考えでもあります。

委員御指摘のとおり部活動は午後5時まで、その後の活動として、父母会活動であったり、スポーツ少年団だったりについて、会議の中でも話題になったのは、部活動でないやり過ぎの活動があるのではないかといった話が出ましたけれども、例えばスポーツ少年団につきましては、ちゃんと指導者が2人、資格を持ってしっかりやっているのだと。ただ、資格を持っていない、名をかりた方たちが長くやっているケースもあると。ですから、我々のほうでは、年度当初に部活動と外部のスポーツ少年団の方との連絡会議みたいなものを開いて、その中で学校の方針であったり、決め方や、活動の仕方というものを周知してもらいながら、外部団体との調整を図ってやっていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 今回私自身がわからないのは、教職員の多忙化解消と色々な意味でセットになってしまったというような感を持っているのですけれども、教職員の多忙化解消が先なのか、それとも子供の運動のやり過ぎ防止といったものをケアするということが主なのかということです。時期がたまたま一緒になったがゆえにごちゃっとしてしまったのかと思っています。これまでも部活動については親御さんたちが学校の部活動の時間だけでは足りない、だからこそもっとやらなければならないということで、指導員の方々をお願いしたりしながら、テニスであれば、例えばナイターの照明までつけながら、夜遅くまでやられていたりといったような光景が至るところで見られておりました。親御さんたちにきちんとスポーツ医・科学的な見地をしっかりと御理解いただかないと、いいことをやろうとしても、教職員の多忙化解消だけを前に出せば、先生たちが休みただけではないかと、例えばそんな言われ方をしたのでは元も子もありません。そこをしっかりと御理解いただくためにPTAであったり、親御さんたちに対しての部活動のあり方について話を

するような機会を設けてきているのか。また、今後どのようにしていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 国のガイドラインがことしの3月にできまして、それを受けて今度は県の方針をつくります。それを参考にしながら、市町村の教育委員会が方針をつくります。さらに学校が方針を立てて、それを保護者とかP T Aに周知していくというような流れで周知を図っていくことになっておりますので、何とか御理解いただきながら、適正な部活動になってほしいと思っております。

○田村勝則委員 いろいろ申し上げたいこともあります。とりあえず、部活動に絡んでくるので岩手県教職員働き方改革プランの概要についてであります。

基本的には、私はこういう中身でどんどん進めていただければいいと思います。その理由とすれば、ここのプランの目標にあります。業務への充実感や、健康面での安心感の向上。いわゆる先生方が授業や授業準備に集中できている、あるいは健康で生き生きと子供たちの指導ができる、やりがいを感じるというような肯定的なところにこの改革がつながっていくということが大事なのだと私は思います。

そういう意味で、一つ、部活動に限って申し上げますと、中学校の先生が多いわけですが、中学校の先生にもいろいろいまして、外部指導員を入れてもいいのだけれども、部活動の顧問に率先して手を挙げて、自分がストレスを解消するために部活動をやっている方も中にはいらっしゃるわけです。ですから、そういう意味では、部活動については、学校の主な取組のところの中央に、活動方針については教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定するとありますけれども、ここが非常に大事だと思います。そこをしっかりと集約をして部活動を組み立てていく必要があるのではないかと私は思います。

郷右近委員がおっしゃったように非常にミスマッチです。先生がやりたい部活動は力がある先生が持って、指導もできないのに指導者をしているとか、実際にそういう問題も本当にあります。私の住んでいる町内にも、柔道しかやってこなかったのに、例えばサッカー一部の顧問になってしまったとか、ルールも知らないとか、そういうことがあるので、その辺はしっかりと組み立てをする。そのためには、誰かが、上の人かどなたかがしっかりと部活動の現状を見て、そしてまた全体の今の進みぐあいも把握できるような方が必要だと私は思います。そういうものをしっかりと把握しておく方は、校長あたりなのでしょうけれども、そういう方がいて、現場も見ながら、各スポーツ競技によっても対応がかなり違いますから、それをきちっとする。

私は、議員になる前は卓球とソフトボールを教えていましたけれども、卓球のスポーツ少年団は、町内全域から子供を集めてやっているのです。先生は来ないです。でも全然問題なく技術も向上してきました。矢巾町には、卓球専門で食べている方もいますので、そういう先生が教えたりとか、競技によっていろいろ違いますから、その辺をしっかりと見きわめてやっていけば、子供もよし、先生もよし、指導のその方もほとんどボランティアに

近いわけですが、指導ができたという充実感も持つことができるということになっていると思います。その点の組み立てをしっかりとやるというのが大事ではないかと思います。

もう一つ申し上げますが、実は紫波郡の場合には、働き方改革にも関係するのですが、紫波郡中学校総合体育大会の予選も平日開催なのです。運動会などは土日開催しているのに、2日間を平日に開催している。これは、私が町議会議員のときから問題視してきましたが、ボランティアで審判とかをやっている人が多いのです。平日に休むと首になるかもしれないという危機感を持ちながら、ボランティアに行っている。でも審判がいないということもあってやっている若い子もいます。そういう中ですから、本来はきちんとそういうアンケートをとって紫波郡もやれば、絶対私は土日のほうにやってほしいということになっていくのだと思うのですが、残念ながら紫波郡の場合には、どこがどういう判断をしているのかわかりませんが、平日開催をしている。そういうところもしっかり、学校、地域、家庭と言っている割には、保護者とか地域の声を聞いた様子を私は承知しておりませんので、その辺も具体的なところでしっかりと改革をしていただければと思います。ちょっと長くなりましたがそういう対応についての質問です。

○**荒木田保健体育課総括課長** 紫波郡の中学校総合体育大会の件でございますけれども、やはり従前から平日に開催されていたということは私どもも把握しているところではございます。恐らく年間行事にかかわることにつきましては地区の校長が集まって計画を立てて、その中で郡の予選についても、多分メリット、デメリット、例えば会場の施設であったり、いろんなことを勘案しながら平日にやっているという経緯であるというふうなところも認識しているところでございますけれども、委員の御指摘がありましたことを伝えつつ、さらに情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

学校の主な取組にあります部活動の方針は、国も以前に方針を定めたが、なかなか徹底できなかったという経緯がございまして、それを県が示し、市町村が示し、学校が示して、そして学校はさらに保護者にも周知して、外部指導者も集めながら学校の取り組みというものをしっかり理解してもらおうというようなところを、部活動の連絡会議、私どもは連絡会議と言っていますけれども、そういうものをしっかり関係者を集めて合意形成を図っていくというのがこれから求められていくのだらうと思いますので、これらを進めていきたいと思っております。

○**田村勝則委員** 今ここで話ししても結論が出ない話なわけですがけれども、紫波郡中学校総合体育大会の予選の平日開催は、審判だけではなくて、御家族の方々も、地域の声としても非常に強いということは私は幾つも聞いておりますので、その辺は私が間違ったことを言っていることもあり得ますから、しっかりと現場の声も吸い上げていただくようなシステムをつくってもらいたいと思います。例えばコーチの方々や審判とか保護者からアンケートをとってみるとか、そういうことをやっていただきたい。実際のところ紫波郡以外のほかの地域はみんな土日開催しているわけです。そういうところで、見直すべきところはしっかりと見直していくべきだというふうに思います。再度その点だけ、教育長にお

聞きしておきたいと思います。

○高橋教育長 今部活動に関してさまざま中学校体育連盟の活動だとか、高等学校体育連盟もありますけれども、そういうことを行っていくということのためには、学校だけではなくて地域の皆様方の協力もいただきながら、そしてまた子供たちにとっても、みんなに自分たちの頑張りを見ていただくということも大きな力になるというような考え方もあろうかと思えます。

一方では、これは教職員の労働時間の関係もございまして、関係する皆さんでいろんな話し合いをしながら、行事設定をどのようにするかというのは、広く意見交換をしながら合意形成を図っていくということが極めて大事だと思っております。ただいただいた御意見等も、我々も県の中学校体育連盟等との話し合いの場がございますので、各地区の取り組み等についても意見交換をさせていただきながら、持続可能な競技開催等ができるような環境整備ということを念頭に置きながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 部活動に関する部分について、大体、郷右近委員と田村委員がお話をしていますが私も、ちょっとお話をしたいのですけれども、これまでも国が方針を出してもなかなか徹底しなかったということを荒木田総括課長がお話をされていましたが、そのとおりで、これもきちんとチェック機能とか、そういった体制をしっかりと構築していかなければならないと思えます。私の地元でも、スポーツ少年団と部活動の先生との相違も今現在でも見えてきている部分がありますので、きちんと活動時間、休養日とかを設定するものだというのを、父兄、指導者と学校が一体になっての意識啓発とか、基準を超えない活動とすると書いていますが、これがどのように担保されるのか私も不安に思っている部分がありますので、ぜひここについてはいろいろ研究しながら頑張りたいと思います。これは純粋に意見で終わりたいと思います。

同じようなチェック機能をきちんとしていかななくてはいけないと思っているのは、冒頭に教育長が謝罪された職員不祥事の関係に関してですが、これまでもいろいろあるたびにコンプライアンス宣言をされたり、努力して改善に努めてきたということは私も承知していますけれども、それでもなかなかなくなるというのは、また何かマネジメントをもう一回見直さなければいけないのかと私自身も非常に重く感じているところです。

さまざまな不祥事がまた重なりましたが、これから現場に対して、今までは教育長を初め課長級の方とか校長先生なんかコンプライアンス宣言をされましたけれども、それがどれだけ現場の教職員の方々に浸透しているのかというのは、チェックされてきていないのかもしれないというのがありますが、その部分について今後どのように働きかけというか、取り組んでいくのかという点について、まず1点お聞きしたいと思います。

○永井教職員課総括課長 いわゆる不祥事案の発生とその対策、現場一人一人の教職員への浸透ということでございます。委員から御案内のとおり、これまで不祥事案が起きるごとに、まずは管内、県内の各地の学校一つ一つにそのような事案が出ているということで

事案の概要を知らせ、県全体としてのコンプライアンスに取り組んでいるということについて、再度アナウンスをし、それを各学校の管理者がしっかりと一人一人に落とし込むようにマネジメントをするということを繰り返してきているところですが、今般冒頭に謝罪させていただいたような事案がまた発生するということになって、マネジメントはどうなっているのと御指摘をいただくのは、本当に厳しい御批判としてお受けしたいと思っております。

対策としては、コンプライアンスマニュアルの見直し通知ですとか、年2回のコンプライアンス研修をやったり、県立学校等においては、いろんな常勤講師、臨時の職員の方もいらっしやいます。そういった方にターゲットを絞った研修会とか、あらゆる職層に通せるような取り組みをしてきているところがございます。

その結果については、年数回、年度当初あるいは年度の間、終わり、そういった段階で、それぞれの職員の個別の状況を、場合によってはプライベートの悩みなども含めながら、管理職の職員が聞き取って、適切なアドバイスをしたり、事業所を変えたりというような措置を行ってきております。それが1万3,000人の教職員一人一人にしっかりと落とし込みができていないのではないかと御批判は、今回の不祥事の発生で、各学校には再度、こういったことがあったという通知はいたしましたけれども、これまでの再発防止に関する取り組みですとか、マネジメントがうまく機能していたかについては、再度しっかりと、学校の意見を聞きながら、考えていかなければいけないと思っております。

○ハクセル美穂子委員 マネジメントの問題というのは、どこでも難しいことだと思いますけれども、今いろんな書籍とかを見てみますと、時代が変わってきて、中央一極集中ではなくて分散型のマネジメントの仕方とか、会社の中でもいろいろあります。各学校で、例えば教職員同士の気づきの話し合いをしているとか、優良事例があれば、そういった事例を守るべきコンプライアンス宣言だけではなくて、こういった事例もあるから、この学校のようにやってみたらどうかとかというような末端部でのマネジメントの仕方とかマニュアルとか、優良例などをそれぞれの学校に提示しながら、その学校に合わせた不祥事を防ぐための体制づくりというのをぜひやっていただきたい。

私と同年代ぐらいの教職員の方がそういうふうになってしまうのも、ああ、そうなのかなとわかる部分もあるのですけれども、やはり時代が変わっているし、教えている子供たちもまた違うということなので、絶対に手を上げたり、言葉の暴力のようなことは家庭でもやるべきではないと言っていることを先生がやってしまうと、どうしても不信感が拭えなくなってしまうと思いますので、ぜひその点について、難しい問題ではあるのですが、皆さん一緒になって取り組んでいただきたいと思っております。これは意見として終わります。

最後にもう一点ですが、高等学校総合体育大会の開会式について、これまで平成30年度で廃止するという新聞報道が出た後に、実行委員会でいろいろと話し合いながら決定していくというお話が以前の委員会でありました。ことしの開会式も無事終わって、その中で応援団の生徒たちが、ぜひ廃止しないでまた継続してほしいといった訴えもあったとお聞

きしていますけれども、平成 31 年度以降、どのような形に持っていくのか、今現在でどういった進め方がされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 高等学校総合体育大会の総合開会式のあり方の検討状況でございますけれども、県高等学校体育連盟ではこれまでも県高校総体総合開会式の望ましいあり方につきまして、その時々課題について検討して改善を図ってきたところでございます。今委員御指摘のとおり、平成 29 年度に県高等学校体育連盟は平成 30 年度以降の開会式の方向性について、これまでの検討経緯を踏まえながらさまざまな選択肢について検討を進めてきたところではあります。合意形成を図るまでに十分な協議が得られなかったことから、より広く意見を集約して丁寧に合意形成を図る必要があると判断しまして、検討を継続するというにしました。

今年度、県高等学校体育連盟では専門的立場の意見や広い見地から情報を聴取するために、県医師会、県体育協会、県高校協会、県高等学校 P T A 連合会、教職員組合等の関係団体、競技団体から構成される高総体開会式あり方検討委員会を平成 30 年 5 月に設置したところでございます。第 1 回の会議が 5 月に開催されまして、これまでの審議の経緯と今後の進め方について意見交換が行われたところでございます。なお、今後も検討を継続することとしております。

今後の検討に当たりましては、県教育委員会としましても県高等学校体育連盟に対しては開会式のこれまでの開催経緯や教育的意義を十分に踏まえつつ、生徒、教職員等の意見等、適切な把握や十分な合意形成に努めてほしい旨を伝えているところでございます。引き続き適時適切な指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ハクセル美穂子委員 まだ検討を継続していくということなのですが、平成 31 年度の開会式ですから、どういうふうにしていくのか決めなければならない時期がだんだん迫ってくると思いますが、大体どのぐらいの時期にこれがはっきりとしていくのか、見当がついていらっしゃるのですか。例えば来年度のことについては 2 月とか 3 月に決めるとか。来年、平成 31 年度は、廃止の予定という報道のままだったわけですがけれども、その辺はどうか。

○荒木田保健体育課総括課長 その方向性についても、これから検討していくということでございます。

○斉藤信委員 先ほどの報告に基づいて質問したいと思います。

一つは、新たな県立学校再編計画について、遠野地区と久慈地区の統合については延期をします。私は英断だったと思います。一度決めた計画を無理やりやるというのではなくて、特に地域の取り組み、そして高校の取り組みの成果を踏まえて延期されたということは評価したいと思います。

私は先日遠野緑峰高校、そして遠野市教育委員会に行ってまいりました。遠野緑峰高校は、2 学科の学校でありますけれども、この間さまざまな賞を受賞しておりました。日本学校農業クラブ全国大会優秀賞受賞とか、全国ユース環境活動発表大会環境大臣賞受賞と

か、全国的にも注目される取り組みをやっていて、特に地元のホップの廃棄物を使って和紙づくりに取り組んで、卒業証書はその和紙でつくられているのです。数年前の和紙と比べると、新しい和紙はかなり質のよいものになっておりました。情報処理科では、県内で初めてスマホを活用しての農商連携6次産業化の授業が行われているということで、新しい挑戦をやられているなど。そういうことで、ことしの新入生は昨年度と比べてどちらの学科も新入生がふえました。

もう一つ私が感心したのは、校長先生が言っていましたけれども、高校に入って生徒たちが成長して、学年が進むほどに自己肯定感が高まっているということです。自己肯定感というのは日本の生徒は本当に低いというのが特徴なのです。この高校では、そういうさまざまな取り組みを通じて自己肯定感を高めているということで、私はここに大変注目してきました。

さらに、そうした生徒の取り組みを支援した教職員が表彰されたのです。平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰と、教職員もこういう形で表彰されているということです。小規模だけれども、学校の魅力づくりに、生徒、教職員が一体になって取り組んでいるということを実際に見て、聞いてまいりました。

また、遠野市教育委員会が、遠野高校と遠野緑峰高校の2校存続を目指して昨年2月に高校魅力化アクションプランを作成したのです。私はこの高校魅力化アクションプランのつくり方がすごくいいと思います。中学3年生へのアンケート、高校生へのアンケートで、高校に何を期待しているのか、高校の何がわからないのか、そういうアンケートを毎年やって、そのアンケートを踏まえて高校の魅力化に取り組んでいる。

遠野市にある二つの高校、高校が2校というのは決して多くないのだけれども、その高校の実態を中学生は意外とわかっていない。ですから、高校のPR活動という形で遠野市自身が四つのアクションプランに取り組んでいるのです。高校PRプラン、高校説明会とかオープンスクールとか、スマートフォン版のホームページ、学び場遠野とか、プロモーションビデオも作成していました。市が支援して高校のPR情報紙を発行している。市の担当者が言っていましたけれども、私立高校のパンフレットと比べると、公立高校のものはパンフレットではなくリーフレットだと。余りにも貧弱だということで、財政的な支援をして、私立高校に負けないような立派なパンフレットをつくっていました。

遠野市はアメリカのテネシー州チャタヌーガ市と姉妹都市なので、市が高校魅力化プランで海外派遣支援をしており、ここに大体10日ぐらい、人数もふやして、毎年海外派遣を行うということもやっていますし、あとは何よりも高校の通学費の補助をしています。JRが走っているの、列車通学の生徒が多いのですけれども、半額補助なのです。そして、就学生活支援プランということで取り組んで、かなりの財政的な支援をやって、遠野市自身が本気で高校の存続に取り組んでいると。普通、県立高校というと県の仕事となるのですけれども、ここはまさに市が自分たちの地域の高校ということで取り組んでいる。そういう取り組みがまだ始まったばかりですけれども、私は成果が出始めつつあるのかと受け

とめてまいりました。

一つの典型例で、そういうところで統合する計画が延期されたということは、地域の取り組みと相まって大変よかったと。そこで、震災復興のときもそうなのですから、高校のあるべき姿ということで、地域と結びついた高校、地域に支えられた高校、そして地域貢献できる高校。遠野市長は、岩手モデルで高校再編を考えるべきだということをおっしゃっていましたが、私は震災復興の教訓、そして葛巻町や遠野市などで取り組まれているその教訓を踏まえれば、やっぱり地域との結びつき、地域に支えられ、地域に貢献する、こういう高校の姿というのをきっちり岩手モデルとして打ち出していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○藤澤高校改革課長 ただいま斉藤委員から遠野地区の状況の説明がありましたけれども、今回の統合の判断に当たっては、計画の中に盛り込んでありますとおり、地域の取り組みの状況、入学の状況をもとに判断したところでございます。その際には、御紹介があったように、地域といかに結びついて、地域に貢献する人材を育成していくということは非常に大事な視点だと思っております。再編計画の中にも、復興人材の育成と、さらには地域の状況を踏まえて、地域に貢献する人材をつくっていききたいということが、その考え方として記載されております。その中で、望ましい規模、機会の保障といったことも考えながら、これからも再編の中に、統合もございまして、学級減も学科改編も予定しておりますが、そういったことを踏まえた形で進めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 久慈東高校と久慈工業高校の統合については、統合して工業の学科を2学科から1学科にするのです。専門学科高校の場合、実習施設もありますから、1学科というのは存続できないのだと思います。工業科を残すというのだったら、やっぱり最低複数の学科を維持しないと実習施設、実習の職員も含めて効率的ではないし、たとえ1学科で残しても、それは持ちこたえられないのではないかと。だから、2学科で存続するような方向性を考えて、県としても地域と一緒に魅力化を図る必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○藤澤高校改革課長 専門高校の規模でございまして、再編計画の中でも普通科の高校については1学級校も、既に数校ございまして、専門学科、専門高校につきましては、やはり1学科というのは難しいということは今委員おっしゃるとおりでございます。複数の専門科目の教員配置も必要ですし、実習を行う場合にも一定程度の人数がないとなかなか難しいということがございます。ですから、専門学科については、できる限り複数学科以上を残していくことが前提としつつ、それが難しい場合には統合を含めて考えたいというのが今の再編計画の考え方でございます。

久慈工業高校については、今回は生徒数がふえております。野田村の取り組み、例えばえぼし荘を下宿にするといった取り組みもあって生徒数がふえていることもあって、統合延期という判断をしましたが、将来生徒数が減っていく中では、改めて判断する必要がある時期も出てくるのではないかと考えております。

○**齊藤信委員** 昨年葛巻高校の学級減が延期になりました。これは大変よかったと。これも地域の取り組みの評価で、新入生を2学級規模で確保されたということですからけれども、延期されても毎年毎年延期されるかどうか検討されるのです。これまた、大変切ない話です。

私は6月20日にまた葛巻高校に行ってまいりました。葛巻高校は今年度46名の入学生でありました。ぎりぎり2学級は維持したということですが、地元の中学校からの進学率は80%です。そして、ことしの特徴は中学校でトップクラスの成績の子供たちが葛巻高校に入ってきたということです。大体盛岡第一高校、盛岡第三高校ぐらいに行くような子供たちが、今度は葛巻高校に入ってきた。ここから医大進学なんかも目指したいと葛巻町教育委員会は頑張っていて、昨年9月から公営塾、これは葛巻高校のセミナーハウスの2階が公営塾になっていて、3名の先生が常駐して、午後5時から午後9時まで。昨年度の実績は57名、ことしは51名で、夏のさまざまな大会が終わると、生徒がもっとふえるという話をしていました。これは、進学希望者にも、さらには勉強がおくれている子供たちにも本当に寄り添って、相談をしながら学習を支援するという仕組みでありました。そして、午後9時まで勉強をしてから帰るスクールバスを出しているのです。公営塾に2,100万円、そこから帰るスクールバスに300万円。公営塾関係だけで2,400万円の新たな支援をしております。

さらに山村留学、ことしは県外、県内合わせると3名ということのようですが、来年度は10人を目指すということで、新たな努力をしております、30名規模の寮を高校の近くに今度はつくるということで、かなり中長期を目指して、葛巻町は今まで以上の高校の支援策をやっている、国公立大学の合格者は志望者10人のうち9人が合格、去年は8人でした。だから、本当に葛巻高校に入って国公立大学にも入れると、もちろん進学率も100%ということで、こういうこれまで以上の取り組みというのはしっかり評価して、毎年毎年延期するというやり方はちょっと見直すべきではないのかと私は思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○**藤澤高校改革課長** ただいま委員から毎年学級減等の判断をすることについての御意見をいただきました。新しい高校再編計画につきましては、策定の段階から各地を回ってさまざまな御意見をいただいて、統合の延期とか学級減の判断について、他になかった特別な部分をつけ加えて現在の形にしております。それを踏まえて統合を延期したり、葛巻高校の学級減の延期を行うわけですが、それらについては、皆様の御意見を踏まえて、原則的には再編計画のとおり進めることが学びの質の確保、機会の保障ともバランスをとった考え方だと思いますので、その継続だということからすると、具体的に毎年、毎年を見ながら判断をしていくことが望ましいのではないかと考えております。

計画を進める段階では、私ども担当が各学校、市町村を回りまして具体的な状況、例えば先ほど委員から御紹介のあった山村留学の状況とかを伺っております。過去3年間で地元から葛巻高校への進学率が上がっており、ことしは80%と聞いておりましたので、それ

らの状況を具体的に伺いながら、計画を基本としつつ進めてまいりたいと思っておりますので、やはり毎年の判断ということで進めさせていただければと考えております。

○**齊藤信委員** 基本はそれでいいのです。しかし、去年もそういう取り組みを評価して延期をしたと。それが毎年毎年延期されるかどうかと、岩手競馬みたいに赤字になったら廃止だみたいな、こういう話ではないと思うのです、教育は。こういう町の取り組みというのは、1年単位でやっているのではないのだから、30名規模の寮をつくるに当たって2億7,000万円も予算化されて、今年度中にはできるのです。だから、計画を基本にしながらも、毎年の近視眼的な対応でいいのかと。教育長、葛巻高校をどうすると答えなくてもいいから、そういう高校のあり方については、もうちょっと見通しも持ったような判断を教育委員会がすべきではないでしょうか。

○**高橋教育長** 今齊藤委員から、葛巻高校でありますとか、遠野地区における取り組みの具体的なお話を頂戴しました。我々も両自治体とさまざまな意見交換をしております、その具体的な取り組みは承知しておりますけれども、それぞれの県立学校においても、これは県教育委員会の機関として積極的に市町村行政と一体的に教育を推進するというような基本的な考えに立って、お互いに連携しながら学校教育を進めてきているということでございます。

課長からも申し上げましたけれども、新たな高校再編計画については、計画に沿った再編等の見直しを着実に推進するのが基本だということでございます。そういう中で見直しの基準も設けておりますので、その基準に基づいて実態を、これまでの取り組み等をしっかりと検証した上で、そのような判断をしたということでございます。特に学校統合については、最低でも2年ぐらいの期間を置かないと、統合の形態でありますとか学校名だとか、具体的な教育課程の問題がございますので、ある程度のスパンを持ってしっかりと見直しの判断をしていきたいと思っております。

葛巻高校の学級減でございますけれども、葛巻高校については高校教育を将来的にしっかりと残すというのが大事だという判断をいたしまして、特例校としての位置づけをしているわけでございます。そういう中で入学者数は、町も学校も頑張っておりますけれども、五十数名から今年度の入学者が四十数名と、地元の進学率は高まりましたけれども、現実なかなか厳しい状況にあるということで、いましばらく町の施策と実態がどのようにパラレルの方向に進んでいくかというのをしっかりと見きわめて、責任ある対応をしていくということも、これも教育行政の役割だと思っております。

現在の計画が平成32年までとなっておりますので、今後後期計画の策定に向けまして、今年度から具体的に議論していきたいと思っておりますので、ただいま委員からお話しいただいた課題等も含めまして、改めてしっかりと検討していきたいと思っております。

○**齊藤信委員** 葛巻高校の場合、2学級規模を維持することに必死になっているのです。これだけ進学でも実績を上げ、就職でも、町長と校長先生は、毎年首都圏に就職した人たちの会社を訪ねて、県内就職だけではないけれども、それぐらい就職に執念を持ってやっ

ているのです。2学級規模を維持しているから、そうした就職も進学も指導できると。だから2学級規模と1学級で残すのには質的な違いがあるのです。そういうことでみんな頑張っているのです、そこはつけ加えておきたいと思います。

次に、教職員の働き方改革プラン、私もこれを熟読しました。慌ててつくったということはありませんけれども、目標は具体的だと思います。例えばこのプランの7ページを見ると、80時間以上の時間外勤務を今年度は3割減、100時間以上は半減。来年は、80時間以上はさらに3割減にして100時間以上はゼロにすると。3年目は80時間以上をゼロにすると。こういう目標ですから、この目標だけは立派だと。ただ、その根拠があるかということ、率直に言って根拠がないなというふうに思います。一番大事なのは、先生をふやすことなのです。先生をふやさないで、別のところでこちゃこちゃやっても、先生の長時間労働は解消されないと思います。

実は私、人事委員会から重要な資料をいただきました。人事委員会は直接学校を調査して長時間勤務の状況を調べたと。県立学校の先生で月100時間超の超過勤務をしたのは、749人、22%。64の事業場でありました。64の事業場というのは、学校の82%です。実数で749人。これは本当に驚きました。県庁職員は30時間以上で調べているのです。ところが、県立学校の場合は80時間、100時間で調べている。100時間を超える先生が749人いるのです。皆さんの調査とそこがちょっと違う。これは人事委員会の調査のほうが正確ではないかと思いますが、いかがですか。

○永井教職員課総括課長 プランに定めた長時間勤務者の状況でございますけれども、ここに具体的な数字は記載しておりませんが、平成29年度における長時間勤務者でございますが、県立学校の合計としてですが、現状では月当たり80時間以上の時間外勤務をしている職員が、高校で12.4%と書いておりますけれども、県立高校、特別支援学校の全体を見ますと8.8%。これを人数で換算いたしますと、延べ4,000人強という数字になってまいります。これは延べ数が平均でございます。実数として、委員御指摘の人事委員会が示した749人という数字については、これまで私どもでは毎月の調査ということで定量的に実数として押さえておりませんでした。今年度このプランの策定を契機に、いわゆる労働安全もしっかり図っていくという観点から、先ほどの対策の中で申し上げますと、心と健康対策の中の長時間勤務者への産業医による保健指導の強化という項目がございますが、これで延べ数ではなくて、一人一人の教職員がどれだけの時間外勤務になっているかを確認し、それを学校から産業医に報告するシステムをつくりたい。それと同じものを県教育委員会も送付してもらおうという仕組みをつくってまいりますので、委員御指摘のように、実数につきましても、今年度からは一人一人の個々の状況も含めて、しっかりと把握していく準備をしているところです。

○齊藤信委員 これは平成28年度なので、人事委員会の調査、それはそれで直接調査したものですからしっかり受けとめて。本当に実態は異常だと。いつ過労死が起きてもおかしくないという事態です。

それで、5ページにはこういう指摘もあるのです。県立小中学校の教職員の健康診断の結果、約8割が有所見者。注意や治療が必要とされる教職員の割合は58.3%で、近年増加している。これだけの長時間労働が、心身をむしばんでいるということですよね。これは、あなた方が書いたとおりだから、本当に一刻も猶予できない課題だと思います。

今年度から県立学校はタイムカードも設置して、本当に客観的に労働時間を把握できるようになると思うのだけれども、確かに新規でいろんな努力をされようとしていることは、私は率直に評価したいと思います。ただ、スクールサポートスタッフの配置というのは、余りにも少ないのです。平成30年度は13人です。これは、小中学校160校あるうちの13人ですから。これでは、どれだけ改善されるかというのは、ほとんど見込みがない、部分的な改善にもなるかならないかということになるのではないかと。

それで、皆さんの具体的なプランの中に、各種の学習状況調査の運用の改善とありますね。私は、一番問題なのは全国学力テストだと思います。全国学力テストに向かって、過去問の学習を特別にやっているわけです。前の八重樫教育委員長は、やる必要はないと言っているのだけれども、現場はそうならない。こんな無駄なことをさせて点数競争をやっているわけです。そして、県独自の学習到達度調査も各学年でやると。テスト漬けになっているところに、私は先生方の仕事をふやす大きな問題があるのではないかと思います。ここに抜本的にメスを入れる必要があると思いますけれども、いかがですか。

○小久保学校教育課総括課長 今委員から全国学力学習状況調査、岩手県小・中学校学習定着度状況調査等の諸調査と教員の勤務実態についての御指摘がございました。この働き方改革プランにおける諸調査の改善につきましては、現状のそういった調査は、そもそもは児童生徒のつまずきを把握して学習指導の改善充実に生かすという趣旨でございますけれども、なかなかその趣旨が浸透し切れていないところもあるといったところも踏まえまして、必要な改善を図るということでございます。ここで、まずこのプランに位置づける内容の具体的な一例としましては、中学校2年生を対象としている県の学力調査において、5教科実施しているわけですが、英語については、英検のI B Aという新たな民間試験の活用に今年度取り組むこととしております。

これによりまして、現在調査の採点、集計を教職員、学校の先生方がやっているわけですが、そこに民間の力を使うことで負担を軽減するというのも一つ考えています。

それは一部でありますので、今後の実施のあり方については、今すぐということではないのですが、例えば全国学力調査の位置づけの変更ですとか、さまざまな状況を含めて、今後その実施体制等々については検討したいと思います。

○斉藤信委員 一番の諸悪の根源は、全国学力テストです。これは全国平均を目標にするとか、平均点を上げるとか、こういう形で過去問を勉強させている学校について実態を把握していますか。しているか、していないか、ぱっとそれだけで教えてください。

○小久保学校教育課総括課長 申しわけありませんが、いわゆる過去問を活用して調査を実施しているという数字は、今手元にはございませんが、毎年度実施した県の学力調査、ま

た全国の学力調査の問題の一部を解いてみる時間を設定したかについて、設定をしたもしくは設定する、要するに年度内の実施を何らかの形でしたという学校は、小中学校で申し上げると、いずれも9割前後となっております。(後刻訂正)

○**斉藤信委員** 9割前後で結局やられていると。学力テストをやるときには、そういうことをやってはいけないということだったのです。しかし、過去問をやれば、点数が確実に上がるのです。だから秋田県に行った先生が、秋田県はまねできないと言っています。徹底してやっている。福井県もそうです。福井県はそれで指導死が起きたのです。だから、福井県議会は、あり方を改めるべきだという決議まで上げました。今そういう形で教育がゆがめられているのではないかと。

そして、先日私は現場の先生から聞きましたけれども、夜6時、7時まで学校にいてもあしたの授業の準備をきょう中にできないというのです。ここが問題なのです。授業の準備こそ先生が一番大事な時間でしょう。それがその日のうちにできない。結局持ち帰って家でやっているのです、それが実態なのです。そこを本気で改善するようなものでなければならぬし、根本は学校の先生をどうやって大幅にふやすかということにあると思います。

最後の最後に一つだけ聞きます。部活動指導員は今年度から配置の見込みなのですがけれども、教職員が経験のない部活動の顧問になるというのはどれぐらいあるのか。そういうところにこれは活用されるべきだと思う。

もう一つは、校長先生が責任を持って研修するということになっているのだけれども、ちょっと違うのではないか。校長先生任せではなくて、やっぱり教育委員会単位だとか、そういう単位できちんと研修しないと、学校職員としては私は活用できなくなるのではないかと思います、そこだけ聞いて終わります。

○**荒木田保健体育課総括課長** 委員御指摘の経験のない部活動にどれだけの教職員が携わっているかということにつきましては、把握しておりません。大体公認の資格を持ったり、経験を持っている方の配置についてはわかりますけれども、未定というところもございまして、全体的な細かい数字というのは、まだ把握していないところでございます。

研修制度につきましては、学校のほか、校長先生のところの研修もそうですけれども、県としましても、部活動指導員の配置についての研修も進めていくということにしております。

○**小久保学校教育課総括課長** 申しわけありません。先ほど私の答弁で、一部説明不足の点がございましたので、補足いたします。

先ほど県小・中学校学習定着度状況調査、全国学力、学習状況調査の問題を解いてみる時間を設定したかということについて、私が答えた数字は、教員が学校でそういった問題を解いて、こういった力が必要なのだという議論の時間を設定したかということの数字でした。申しわけありませんが、生徒が過去問を活用したかという数字ではなかったことを申し上げます。ただ1点だけ補足しますと、これは昨年度も小西委員から御指摘をいただ

きましたが、この諸調査を活用した取り組みの中で、調査の点数を上げるためにいわゆる過去問を使用することは適切ではないということについて、昨年度通知をしたところがございます。真に求められる調査の活用の仕方は何なのかということについて、引き続き学校現場の理解を得ながら取り組んでやっていきます。

○小西和子委員 中学校教員の勤務時間は皆さんもご存じのように、OECDが2013年に実施した調査によると、日本は1週間当たり53.9時間で、調査に参加した34カ国、地域の中で最も長かったと。

次が問題なのです。部活動指導は7.7時間と調査参加国、地域の平均の2.1時間の3倍を超えている。それから、書類作成などの事務作業は5.5時間で、平均2.9時間の2倍だった。一方、授業は17.7時間と、平均19.3時間よりも短かった。これが実態で、これではならぬということで、文部科学省、中央教育審議会からさまざまな通知が出されているわけです。決められた期間で岩手県教職員働き方改革プランと部活のプランというのをつくられたということに私も敬意を表したいと思います。

その中で、まず教職員の働き方改革プランですけれども、この中にあります時間外勤務が80時間以上の長時間勤務者の割合の削減目標の具体的な取り組みについて、これはきょう示されたものにはありませんけれども、この図の上に、市町村立学校においても同様の取組を行うよう市町村教育委員会に要請していきますとあります。

先日私は、盛岡市内のかなり働き方が厳しい小中学校を訪ねて、校長先生からお話を聞きました。校長先生方はこう言っています、県教育委員会や教育事務所や市教育委員会が本気で削減を提案すべきだと。県立学校だけは示しているけれども、小中学校は、このままだと減らないよと言われました。そして、何年か前にそっちのほうに座っていた方が中学校の校長をしているのですけれども、何ぼ削減する時間を生み出そうとしても、乾いた雑巾を絞るようなものだ、一滴も出ないですと、やれるくらいは今までやってきたのですよと、一番忙しい中学校の先生が言っていました。そこのところで、80時間以上の時間外労働を来年3割減らさなければならぬわけです。そのままでは減りませんので、具体的な取り組み内容まで示して市町村教育委員会に要請していただきたいのですが、それをやっているのかどうかと。

先ほど齊藤委員が言いましたように、全国学力調査をやめるのが一番だと思います。先ほど小久保学校教育課総括課長は、過去問を練習しないよう通知を出していますよとおっしゃいましたが、やっています。調査をかけていますけれども、結構な割合でやっています。やめろと言われても、その後で校長会とかで一覧表が出たりするのです。そうすると、うちは平均以下だとかなんとかだと言うので拍車がかかるわけです。そして、終わった後で、今度は、来年はいい点数がとれるように、点数を上げるための取り組みをなさいと来ます。だから、年がら年中、岩手県でやっている学力調査と全国学力調査に振り回されているのが現状です。

本気になって、全ての子供の学力を保障するための授業を組み立てられるかといったら、

それができなくなっているのが現場です。ですから、広島県では38都道府県でやっている県独自の学習状況調査を休止しました。子供のためにならない、先生方の働き方もこれでは大変なことになるというので、休止しています。ぜひ県独自の状況調査を広島県のような、こういう英断が欲しいと思います。

それから、校務支援システムも、全県の小、中学校で導入できれば使い勝手がいいなということ。これは、ある市町村教育委員会から出された意見です。私がちょっとがっかりしたのは、本編の30ページに学校における働き方改革に係る緊急提言、中央教育審議会から示された提言2の②、校務支援システムの導入による業務効率化、県教育委員会と市町村教育委員会の連携によるシステムの共同調達の推進とありますよね。そして、岩手県を見たら、8ページ、何と県立学校には校務支援システムの改修とあるのですが、小中学校は斜線になっているのです。これはぜひやってください。どういうことか、皆さんはわかっているので説明しませんので、そのことで大分現場は子供たちに向かう時間をふやすことができます。

滝沢市では、それに似たような取り組みがなされているのかと思っていますけれども、県教育委員会でやってくださいとは言いません。花巻市に総合教育センターがあります。そちらに頭脳明晰な人ばかり集まっていますので、そこでシステムを開発して、全県で使えるようにする。教科書等の違いがあったら、その地域地域でつくるというようなことで、とにかくそれを早急に入れていただきたい、そう思います。校務支援システムを小、中学校でも全県で導入できれば使い勝手がよいと、ある教育委員会が言っておりますけれども、いかがかというのが一つ目です。

二つ目は小中学校の労働安全衛生管理者研修会ですけれども、ばあっと一方的な説明だけで、全然取り組みが進んでいない。これは、私が言ったのではなくて、その教育委員会の方が言っていました。例えば市町村教育委員会の中で具体的な実態を共有することで、よい取り組みを市町村で共有できるのではないのでしょうか。うちはこういうふうにやっていますよ、いや、うちのほうではこうだよということを、実態を情報共有するような、そういう場面が必要だと言っておりますけれども、このことについてどう思うのでしょうか。隣の町ではどうやっているか、個々に電話をかける時間なんかありません。だから、せつかく集まったときに、そういう交流をやってはいかがかということのある教育委員会から言われています。

○永井教職員課総括課長 委員から教職員の働き方についての提言をいただき、また今回の県の緊急提言の前提となっている現状認識としての働き方についてしっかり見直すべきだという視点での御質問、意見をいただいたところでございますが、市町村教育委員会との連携について、いわゆる労働安全衛生という観点を含めての御質問かと承知いたしましたので、その点について御答弁をさせていただきます。

まず、このプランの前提といたしまして、策定基準については市町村教育委員会の代表として盛岡市教育委員会からも意見を伺って策定をしまいったところでございます。こ

ここに記載されているタイムカードの導入ですとか、年末年始の閉庁日の設定など、県立学校で取り組むものに同様に取り組んでほしいという旨について、策定した6月19日の時点で、とりあえず現時点ではプランの送付という形で、皆様にあわせてお願いしたところでございます。

今後さまざま、市町村教育委員会と双方向型で進めていかないと、1万3,000人の教職員の限られた時間の中で、このプランを推進するのはなかなか難しいと思っておりますので、教員等のワーキンググループによるスクラップ・アンド・ビルドの検討ですとか、あるいは先ほど委員から御指摘をいただいた労働安全衛生研修会などそういった場における事例発表をこれまでも少しふやしてきたところでございます。情報の共有、研修会ですので、一方的なワンウエーの形にならないように、いわば双方向型の研修を図っていく中で、労働安全体制の研修についても同様に実施したいと思っておりますし、今年度から新たに小中学校、義務教育学校を含めた管理職を対象とした研修会も企画等しておりますので、そういった情報なども交換していきたいと思っております。

また、多忙化解消の全体の取り組みについては、小中学校ですと地区の校長研修講座などもございます。そういった場で、働き方改革等々についての相互の情報交換などもしっかりし行い、そういった具体的な優良事例などの共有などにも努めていきたいと考えております。

○**佐野義務教育課長** 小中学校における校務支援システムの全県導入についてのお尋ねですが、本年2月に公表されました文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に関する調査によりますと、平成29年3月現在で、県内の公立小中学校における校務支援システムの導入率は、小学校で74%、中学校では77.9%となっております。また、市町村内で統一したシステムを使用している市町村もございまして、33市町村中、8市町村という状況であります。

全県で統一した校務支援システムの導入については、文部科学省により統合型校務支援システムを都道府県単位で導入する方針を示したところであります。現在先進的な取り組みを行っている他県等の事例によりますと、教職員の異動に伴う校務が標準化、軽減されたり、児童生徒の転学や進学の際にシステムを介して学籍情報を引き継ぐことが可能になったりすることで、事務作業の軽減化が図られるというメリットが示されております。

一方で、現在本県においても各市町村、学校が主体となって運用している校務支援システムもありますし、それらと新しいシステムとの整合性等について十分に調整する必要があることや、またセキュリティーを確保するために新たなネットワークを構築する必要もあること等多くの課題もありますので、他の都道府県の導入状況等も参考にしながら、今後導入について研究を進めていきたいと考えております。

○**小西和子委員** 次に岩手県の教職員の配置についてお伺いいたします。小中学校、県立学校の基礎定数と加配定数をお伺いいたします。加配定数の中には、正規と非正規がありますけれども、それまでわかっただらお願いします。あわせて不足数もお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 基礎定数と加配定数についてでございますが、義務教育諸学校の平成 30 年度基礎定数は 6,392 人、加配定数は 789 人となっております。また、基礎定数に対する充足率は 100%であります。加配定数については講師の不足により、5 月 1 日時点ですが、15 名の未配置があり、充足率は 98.1%となっております。この加配定数の中で、本務教員と講師の内訳については、今数はまだ出しておりません。

○梅津県立学校人事課長 県立学校についても御説明申し上げます。県立学校の平成 30 年度の基礎定数は 4,019 人、加配定数は 134 人となっております。5 月 1 日現在、基礎定数、加配定数とも未配置はございません。正規、非正規の別については、今手元に資料がございません。

○小西和子委員 わかりました。15 人がまだ見つかっていないということでございますので、早く見つけていただきたいと思えます。

学校を訪問したときに校長先生に御挨拶に行ったのですけれども、どこの学校でも人が足りない、顔を見た途端に言われます、人が足りない、人足りないのだよと。中には、いやいや、少人数学級に取られたから、この分が足りなくなったのさと言う校長先生もいます。私は、少人数学級を 5 年生まで入れたことは評価いたします。

それで、どのくらい人が足りなくなったかという、大抵の小学校の職員室は、誰一人いません。校長先生が校長室にいるくらいです。中学校は、本当に数えるくらいしかいませんという状態です。

去年、花巻市のある中学校で、理科の先生がメンタルで休みました。残る理科の先生は、たった一人だけです。その学校は、3 クラスある学校です。どうやったかという、体は 1 つしかないから、3 クラス 81 人で合同授業をしたのです、理科です。驚きました。理科は、一番子供たちに目を行き渡らせなければならないような授業なのに、そうやってやりくりをしたということを聞いております。

それから、大槌学園では、加配が去年とうとう入らなかったのかな。あそこはすごく過重労働の学園でありますけれども、何かずっと足りなくて、足りなくて、入らないまま過ぎてしまったやに聞いております。そのようなことがあります。

そこで、先ほど正規、非正規の加配について伺ったわけですが、加配の中には正規の方もいらっしゃるんですが、以前は正規の方がほとんどだったわけですので、正規の方をふやしていただきたい。非正規の方たちは、声がかからなければ、今はもうどんどん民間とか他県に行ってしまう。やっぱり労働環境のよいところにどんどん引っ張られてしまうのです。なかなか講師が見つからないというのは、本当にそのとおりだと思います。それを何とかやりくりするには正規の方をふやしていくというのが一番いいのではないかなと思います。

教職員の働き方の現状をどう捉えているかということですが、部活動のサポートの方とか、学習支援の方とか、入れてもらっているけれども、十何クラブもある中にたった 1 人なのだよ、これは私が言っているのではないです、ある校長先生が言いました。何ぼの削

減になると思うと、そう言われました。そのとおりなのです。やりくりをして現場に人を入れたということには敬意を表しますけれども、現場はそのような反応です。やっぱり大きく働き方を変えるためには、先ほどのような学力テストをやめるとか、人を大勢ふやすとか、そうしなければなりません。何でもかんでも学校に行って、今回の質疑でもありましたけれども、何でもかんでも教育、教育と言って、何とか教育、かんとか教育というのがいっぱいありましたよね。現場にいた先生たちはわかると思いますけれども、ある校長職をした方が数えたらしい、二十幾つある。何とか教育とつくものが二十幾つあると言って、それをスクラップ・アンド・ビルドとかなんとか片仮名で言っていますけれども、減らさないでふやしてきたのが今の現状です。とにかく減らしてください。必要ないものはどんどん減らしていかないと、大変なことになるかと思います。

教職員の働き方がこれで変わったというのではないのではないかなと思いますが、もしもこの取り組みで働き方が変わったという報告があったら、そこをお伺いします。

そして、教員採用受験者の傾向というのは、例えば倍率とか、あとは大卒ですぐ合格した人、それから何年間か講師をして合格した人がいると思いますけれども、そういう傾向と今後の課題について簡潔にお願いします。

○荒川小中学校人事課長 委員から最初に御指摘いただきました花巻市の中学校の理科教諭の不足ですが、その情報が我々のほうに届きまして、すぐ総合教育センターの理科専門の研修指導主事を派遣して、学校の応援に配属になりましたし、その後は講師を見つけて正常化したところでございます。大槌学園につきましては、復興加配が9名入っているところで、加配は多く入っているのですが、加配が入らなかったというのは、年度末にある学校の副校長が死亡しまして、そこで大槌学園の主幹教諭が急遽副校長に昇任したことで欠員が生じ、なかなか主幹教諭の後任が見つからないため欠員となったということだと思います。

学校現場における働き方改革でございますが、義務教育諸学校につきましては、新学習指導要領への対応、いじめ、不登校等への対策等で教職員に大きな負担がかかっていると認識しております。そこで、学校の働き方の現状の把握のために、今年度教育事務所単位で、現在6地区で開催している校長研修講座におきまして、多忙化解消に向けた取り組みについて、各学校の実践をレポートを持参して交流する時間を設定しました。その中で、行事の精選はもとより、家庭訪問の希望制度の実施、中学校では1学期中間テストの廃止、繁忙期の4月、5月に行っていた修学旅行を9月へ移行したというような各学校における創意工夫した取り組みが紹介されたところであり、多くの学校が教職員の負担軽減、教職員の健康確保に向けて前向きに取り組みを進めていると捉えているところであります。

○梅津県立学校人事課長 働き方改革の現状について、県立学校についても御説明申し上げます。

県立学校においては、各校の抱える教育課題の多様化等によって教職員の負担が大きくなっているものと認識しております。そこで学校の働き方の改善のために、各校において

は校内の諸会議の精選と時間の短縮、教材研究の共有化による授業準備の効率化、一部の教職員に業務が集中しないように業務分担の見直しと平準化、自己申告制による定時退庁の実施等に努めているところです。先ほど来御説明いたしました岩手県教職員働き方改革プランに基づいて、タイムカードの導入、学校閉庁日の設定等の取り組みを既に始めております。

○永井教職員課総括課長 委員から御質問があった教員採用試験の動向につきまして、現在平成31年度試験の準備をしているところですので、その現況についての御報告をさせていただきますが、小、中、県立学校ともに志願者等は減っております。平成31年度試験はまだ数字が確定しておりませんが、志願者数ですが、小中学校では大体900人を切るぐらい、県立学校では500人程度になるということで、平成30年度の採用試験における志願者数を、小、中、県立学校とも今現在下回る見込みになっております。好景気を反映して、新卒者の民間企業ですとか、ほかの就職先への流出などが原因かと考えておりますので、今後志願者確保という観点で、教員のやりがいといいますか、いわゆる成長モデルというようなものも説明会などの場でしっかり説明しながら、確保に努めていきたいと考えております。

○小西和子委員 志願者が減っているということでもあります。たしか3倍を切ると危機的状況だといったことも聞いております。そのあたり、やはり教員になりたいと思うような環境整備をしていただきたいと思えます。

では、次に学校におけるフッ化物洗口についてお伺いします。フッ化物洗口につきましては、厚生労働省でも文部科学省でも推奨はしていませんのでけれども、なぜか歯科医師会で必死になって、何かいいことがあるらしくて、一生懸命に進めようとしております。飲み込まれば、胃酸と反応して、さらに毒性の強いフッ化水素酸になると、これは薬剤師の方が言っております。それで、体に好ましくない影響を与える。それから、近年の研究では、甲状腺障害とか知能低下、肺がん性アレルギーなどとの関連が疑われている。2016年の厚生労働省の調査によるのですけれども、12歳の虫歯の本数は1999年の2.9本から2017年には0.8本まで減少していると。2017年は岩手県も0.82本に減少しています。薬剤を使って集団で実施しなければならぬ状況は全くありません。こういうふうに来てきたのも歯磨き指導が徹底したからと言われてはいますし、日本は何でもかんでも歯磨き剤にフッ素を入れていると。アメリカ等では、こんなに入っていません。6歳未満の子供には、フッ素を口に含ませたりするのは禁忌になっておりますので、そういうことをやっていないわけですが、日本はどんどん入れているために、もう一回入った分は、そこでおさまってしまいますから、そういうこともあるのかなということをこの方は述べております。そこで、こういうフッ化物、つまり薬物を使ったそういう取り組みというのは地域の歯科医師に委ねるべきだというふうに言っております。

世界中から質の高い研究を集めて分析したコクランレビューによると、フッ化物洗口の予防効果は26%であり、フッ素配合歯磨き剤単独との効果に差はなかったということで、

日本弁護士会からも、一方的な情報による知る権利の侵害という指摘があります。集団洗口のあり方に疑念を表明する歯科医師も出てきております。

それで、問題なのは、こういう危険なものであるというようなことを知らせて、学校で実施しているのかどうか。まず、実施している学校の現状をお伺いいたします。

○荒木田保健体育課総括課長 フッ化物洗口を実施している学校についてでございますけれども、平成28年度の調査結果を見ますと、集団フッ化物洗口を実施している市町村は9市町村となっております。9市町村のうち、小中学校全てで実施しているのは3町村であり、葛巻町、田野畑村、軽米町となっております。

実施状況を校種別に見ますと、小学校は29校で3,070名、中学校は7校で463名、高校は1校、123名となっているところでございます。

○小西和子委員 フッ化物洗口をどのようにしてやるのかは、皆さん御存じだと思いますけれども、劇薬であるフッ素を希釈するわけです。それも養護教諭がほとんどやっています。そして、子供の分をちゃんとコップに入れて、子供がもしのみ込んだりすると危険なわけですから、飲み込まないかどうか、担任と一緒に見ていなければならない。そのときに何かけがをした子供が出たら、とてもではないけれども、体が二つあっても足りないくらいなわけです。そして、そのぶくぶくして、飲み込まないように、ペっとするわけですが、その後、何と30分間は水を飲んでほめなのです。小学生なんかはそれで、がばがばと水を飲む子供たちが、30分間飲むことができないのです。本当にそういうことをして効果があるかといったら、効果がないからとやめた学校も出てきているのです。

私が訴えたいことは、学校における働き方改革の業務削減に逆行するものであるとの声がある中で、今年度から始めて、3年間で全部の学校に入れようというある市があります。歯科医師をしている人が市長をやっているところなのですけれども、そのときはどうやって入れたかという、12月の校長会で説明をただけで、はい、やりますと。学校での個々の話し合いは一切ありません。保護者にもきちんとした説明もないまま、もうやっているかもしれません。そういうことを許してはならないと私は思います。

多忙化に拍車をかけるだけで効果もない、何かお金が出てくるかわからないですけれども、歯科医師会は躍起となってやろうとしている。とにかく医療行為は学校には入れてはならないということできずとやってきました。何か起こったときに、誰が責任をとるのでしょうか。

ここでもう時間になりましたので、教育長に今の学校における働き方改革についてどのように捉えているか伺いたいと思います。でも、教育長もいろいろ立場があるから、何とも言われなと思います。先日、私はその当時の部長に確認をしました。たしか実施に際しては、各学校において協議することと、保護者にも同意を得た上で実施することと言ったよねと言ったら、そうそう、どっちのこともわかるからとそんたくして言っていましたけれども。なのでちゃんと共通理解を得た上でということだったと。何の説明もせずに、パワハラで導入するということが許されないなというふうに私は思いますが、どうでしょ

うか。

それから、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう必要な取り組みの徹底をお願いしますとの文部科学事務次官の通知をどのように捉えているか、この2点を教育長にお伺いして終わりにします。

○高橋教育長 教職員の働き方改革につきましては、中央教育審議会の緊急提言でありますとか、文部科学省の緊急対策は、委員からお話のありました2月の通知だと思いますけれども、この働き方改革については避けて通れない課題でございますし、目指すところは教育の充実です。子供たち一人一人の未来を切り開いていくということが目標で、そのためには教職員の生き生きとした教育活動が展開されていくことが大事であると認識しております。

そういう趣旨での通知だと受けとめておりまして、県教育委員会としてもしっかり取り組む必要があるということで、今般働き方改革案を策定したところでございます。これは教育行政と学校教育が一体となって推進することにより前に進むということでございますので、さまざまな御意見はあろうかと思っておりますけれども、しっかりと取り組みながら、その実績を積み重ねていきたいというように思っております。

それから、フッ化物洗口の関係で、これは以前の一般質問で福井議員にお答え申し上げましたけれども、それを導入するに至っては、しっかりと保護者の皆さんに説明した上で理解を得るということが、これは極めて大事だと考えています。

○小西和子委員 いやいや、そうではなくて、保護者だけ言ったから、こんなこと言っているの。学校のこともお願いします。

○城内よしひこ委員長 この際、午後3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○千葉進委員 それでは、働き方改革ということで、端的に3点伺います。いろいろ聞きたいことは、もう皆さんが聞いていらっしゃるの。

一つ目は、具体的な表でお伺いします。教職員の働き方改革プランの具体的取組の2番、教職員の健康確保等の取組の①のイですけれども、高校現場のお話をしますと、6月に高等学校総合体育大会があつて、試験があつて、クラスマッチ等が終わつて7月になつたと。多分きのうからは、求人票に基づいて3者面談等が行われているところで、就職試験を希望する者は、9月16日の解禁に向かっているという流れがあつたと思います。その夏休みの分について、お盆を中心とする時期をぜひ休みにしてくれよということはずっと言ってきたわけですけれども、今回きちんとこういうふうに、イのところ、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定という形で明記されたので、ここはぜひ閉庁ということをやってもらいたい。

といいますのは、お盆のとき、学校があいていると、高校3年生の進路にかかわる就職の書類をつくるために、担任は学校に行ってお仕事をします。それから、休み明けすぐテストということもあるので、学校があいていると、やっぱり働いてしまうという実態があるわけです。

カレンダーを見ると今年は8月11日が土曜日、11日、12日が休みで、翌週の13日から17日が月曜日から金曜日となります。多分17日あたりを始業式とする学校もあるだろうと思うのですが、この期間の閉庁を県はどのような形で指示されるのか。小、中、高等学校も特別支援学校も全部一斉に閉庁しろと。しかも、事務職員も含めて全教職員というような形で、日にちまで設定して指示してくれるのか。その際は、多分夏季休暇、あるいは土日の振りかえ、年休等を使うというような部分も含むと思うのですが、具体的にどのような文書を出されるのかお伺いします。

○永井教職員課総括課長 学校閉庁日の取り組みについてでございます。学校閉庁日の取り組みにつきましては、既に6月27日付で県立学校についてはこの閉庁日を設けるように、それから各市町村教育委員会に対しましては、県立学校でこのような取り組みをするので、同様の取り組みを推進してくださいとお願いの文書を差し上げております。

その内容につきましては、今委員から今年度の日割りでのお話ございましたが、一般的な日付として、推奨日というものを設けて、お盆であれば8月は13日から15日のうち3日程度、年末年始は12月29日から1月3日のうち6日程度ということで、この期間を軸として、各学校の実情に応じて設定してくださいというお願いをしております。

休暇の取得については、年次休暇、特別休暇とも既存の制度によるということ。それから、閉庁日においては、原則として業務で部活動はやらないということをお願いしております。やはり今どうしてもやらなければいけないものですとか、突発的なものが出てくる場合に、そういうものを排除してまでということではございませんが、基本的な考えとしては、この期間について業務は全て休むという前提でお願いしております。

○千葉進委員 確認ですが、全教職員と認識していいですね。管理職も含めて、それから事務職員も含めて全てという形で閉庁というふうに捉えていいですね。

○永井教職員課総括課長 その通知にも、教職員をしっかりと集中して休ませるという話をしておりますので、全ての教職員を対象にするということで考えております。

○千葉進委員 後でその文書が欲しいので、よろしくお伺いします。ぜひそれは徹底していただきたい。休めるときに休んでもらうという形でお願いします。

それから、2点目ですけれども、部活動についてお伺いしますけれども、先日本屋で見つけて読んだのですが、ブラック部活動という書名の本があります。教職員にとっての多忙化というところのブラック。生徒たちにとっても、その多忙化のみならず、パワハラというようなもの、あるいは体罰等を含めてブラックという形。そして、なおかつ保護者の方々にとっても、追っかけだとかというような形でブラックという、非常に衝撃的な言葉でした、ブラック部活動というのは。そういう面で、先ほど教育長も合意形成というよう

な言葉を使いましたけれども、はっきり言って社会が意識改革しない限り、これはなかなか難しいのだらうと思います。

私自身は、ほとんどバレーボール部の顧問をしてきましたけれども、野球部の顧問もしたことがあります。顧問が回ってきたとき、バレーボール部は若いのがいるから、野球を何とか見てくれないかということでやったわけです。そこで私、野球の会議の席で甲子園やめろと発言して、皆さんのひんしゆくを買ったことがあるのです。結局過熱するのです。例えばサッカーだと、国立競技場でやるのはベスト4以上ですが、例えば甲子園だと、初日の開会式、試合をやって、勝ってしまうと、甲子園球場だけでやるから2回戦まで1週間ぐらい泊まっていなければいけない。周りに球場がたくさんあるのに、何で他の球場を使わないのか。しかも、野球だけ特別待遇だよということで、違うのではないのと言ったら、野球に燃えている人たちですので、かなりの批判を受けました。

ただ、やっぱりそういう勝利至上主義という部分もあったりする中で、先ほど言ったブラック部活動で保護者もかなり追っかけという形で、勝て、勝てとやっているのです。そういう面で大変失礼な言い方をしますけれども、これは公立高校だけへの指示なのでしょうか、私立学校に対してはどうなっているのでしょうか。週に休みを2日とれとか、土日も休みにしろというのは、公立学校にはいいでしょう。私立学校にそれが届いているのかどうか。私立学校だけは、練習が過熱して強くなって、結局はそこはずっとやっているという形になると思うのですけれども。

そういう意味では、社会の意識改革、人々の意識改革も必要だと思う。そういうところまで行っていないのだったならば、何だということになるので、私立学校に対しての指導といたしますか、かけ声はどうなっているのかをお伺いします。

○荒木田保健体育課総括課長 この県の方針につきましては、私立学校においては、これに協力してもらおうというようなスタンスであります。会議におきましては私立学校の校長会の方にも入っていただいて合意形成を図っていらっしゃるところでございますが、その中でも私立学校は野球を学校経営の一つとしてやっているところもあるというところで、休日の設定については御理解を得ながら進めていくというような格好にして周知を図っているところでございます。

○千葉進委員 協力をしていただきたいとしか言えない部分はあるとは思いますが、ぜひここは本当に協力していただきたいと。高等学校体育連盟、中学校体育連盟に入っているわけですし、あるいは高等学校野球連盟にも入っているという中で、私立学校の校長たちを含めて顧問の人たちにも、法律でこうやっているのだよと、お互いにということで、ぜひそこは強力に協力を要請していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

3点目ですが、前に一般質問で、学校図書館での新聞の購読について話をしたことがあるわけですが、要するに国から来るお金が、教育関係以外、本来の目的以外でも使われているという部分があったりするというところで、そういったものは図書館以外にも多分あると思うのです。いみじくも教育長から、たしか7月26日、27日に全国のNIEの

大会が盛岡市である中で、新聞に対して次年度、要するに今年度はそれなりの対応をするという話がありました。それも含めて国からの財政措置は、教育ということでばんと来て、そしてその中には別のもので使われていることが多分あると思うのですが、そういったところを減らす努力をしていただいているのかどうか、お伺いします。

○山本予算財務課長 まず、新聞の購読費につきましては、今年度も各高等学校において4紙を目安として購入できる額について地方財政措置がなされているという状況になります。

今年度の予算につきましては、県といたしましては新聞購入費も含めまして、学校の図書整備費を配分するわけですがけれども、学校長の裁量で執行可能な関連費を平成29年度と比較しまして290万円余り増額いたしました。したがって、各校で4紙以上の新聞購入が可能な予算を確保しているという状況にあります。

また、その他の経費につきましては、地方財政措置が講じられているものがありますけれども、特に普通交付税を使いまして地方財政措置がなされているものにつきましては、全地方公共団体で同一の事業が実施できるというような姿勢のもとに措置をされているものでありますので、文部科学省と総務省の文書等をよく見ながら、漏れがないように事業継承を進めるように努力してまいりたいと思います。

○千葉進委員 最後になりますけれども、その地方財政措置に関しては、あくまでも県立学校の場合は県からという形ですけれども、小、中学校の部分は、前回私が聞いたときはかなり多かったです。そういったことについては、なかなか県としては把握し切れない部分があるのだと思います、それぞれの市町村のものという形です。ただ、それについても、やっぱり今おっしゃったように、ある程度の地方財政措置を踏まえてきちんとやるのだよと指導することができるかと思いますので、ぜひそこを今後一層強力的にやっていたいただければと思います。もうきょうは時間がありませんので、詳しくは後でまた担当の方にお伺いしながら、そこは進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○高橋孝眞委員 今回の国の働き方改革の改正といいますか、決定そのものについては、公務員なり農業者、第1次産業に従事する者については労働基準法の適用除外が今後も使われているわけですが、いずれにしろ今進めているものについては、どなたであろうとその方向で考えていく必要があるのだと思います。そういう意味合いでは私は、今回の働き方改革プランを十分達成できればいいだろうと思う一人でありますけれども、このプランの概要で少し教えてほしいのですが、現状のところなのですが、教職員の勤務負担の増加とあって、月当たり時間外勤務80時間以上の教職員の割合が高校では12.4%という数字が出ていますけれども、これは20人の教職員がいた場合は、平均3人が80時間以上という意味なのですか。それから、全国調査を見ると、小学校では7人、中学校では11人が80時間以上と見てよろしいのですか。この点はどのようなのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 具体的にここに当てはめて何人かというような出し方はしておりませんが、ここに書いている現状のところ、高校は県内に54校ございまして

教職員が大体 3,000 人ぐらいおりますが、その中で 12.4%ですから、大体 360 人強程度は 80 時間以上ということだと思いますし、1 校当たり 30 人、40 人ぐらいの学校ですと、五、六人という人数で 80 時間を超えているということになり、委員がおっしゃるとおりでございます。

それから、全国調査については、小、中学校は一昨年度に文部科学省が行った全国調査ですけれども、これは通年の調査ではなくて、一定期間——1 カ月だったでしょうか、全国 800 校を調査した結果として、秋と夏の一定期間に 80 時間を超える勤務を行った教職員は小学校で 33.5%、中学校で 57.7%という数字になったというレポートを引用しているものでございます。

○高橋孝眞委員 ということは、具体的に各学校と申しますか、教職員個々で調べた内容ではなくて、平均的な数字として、国が示したのか、それから県が平均的に出しているのですね。何を言いたいかという、学校の割合として 12.4%が 80 時間以上の時間外勤務をしているという見方なのか、それとも個人なのかというのでは、ちょっと違うと思うのです。もし個人だとすれば、ではそれ以下の人、例えば時間外勤務が 10 時間の人は何人ぐらい、30 時間の人は何人いるのか、そういうふうに調べて対応、検討していく必要があるのではないか。現状分析をするというのは、そういうことからやらないと難しいのではないかと思いますので、この点はどうなのでしょう。

○永井教職員課総括課長 まず、この 12.4%の数字でございませけれども、これは統計値としてそうなっている。学校ごとには、やはり数字が相当ばらつきがございませ。ここの数字を大きく上回る学校もあれば、平均値を下回る学校もあって、あくまで学校ごとにとっていった数字の平均値として 12.4%ということになっているものでございませ。

それから、一人一人に特定した勤務時間の把握をすべきではないかというようなお話だと思いますが、先ほど斉藤委員の御質問にもお答えをしましたが、今年度からは一人一人の教員が毎月何時間の時間外勤務になっているかというものをタイムカードを用いてしっかりと把握していきたいと考えておりますので、その状況に応じた保健指導を行っていく、あるいは勤務時間の平準化等の指導に取り組む考えでございませ。

○高橋孝眞委員 取り組みは、そのとおりでいいのですけれども、実際は、各学校でそれぞれ勤務時間と申しますか、時間外勤務が違ふとすれば、一番少ない学校はどういう理由で、どのようなことをやっているから時間が少ないよねと。この学校はこういうことだから時間が多いいよねと、そういう分析をしないと、ただ単に平均的につくったからいいということにはならないのではないかと思います。もう少しその部分を考えていく必要があるのではないかと。

そして、校長が管理職なのかどうかというのはよくわからない部分もありますけれども、やっぱり学校経営というのは、いろいろ学校に行くと、自分たちの経営はこうですよという経営方針を示しながら学校運営をしているわけですけれども、その学校運営をするときに、きっちりと教職員全体が話し合いをして、うちはこういうふうにして時間外勤務は絶

対しないよというか、最小限にしようねというふうに考えていくか。それから、お互いが助け合いをしていくことによって、十分時間外勤務をしなくても済むような仕組みができると思うのです。農業も同じです。

〔斉藤信委員「全然違う。」と呼ぶ〕

○高橋孝眞委員（続） 同じですよ。経営者は私だけかもしれないけれども、農業法人の経営をするということは、やっぱり同じことで、人が不足している。では、何時間かかるよねという話になって、みんなが毎日のように2時間も3時間も仕事をしていると、さっき言ったとおり、何十時間になってしまうのですけれども、それを改善する仕組みをみんなが考えない限り、何ぼと示したからといって、短くはならないのではないかと思うのです。そういう意味合いで考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、教育長、どう思われますか。

○高橋教育長 今高橋委員から御見識を頂戴したとに思っております。各管理職が経営責任を持っているわけございまして、それぞれ学校の実態をしっかり把握した上で、こういう言葉は悪いのですけれども、教育の一番の経営資源は、これは教員自身だと思っています。マンパワーをいかに教育に振り向けていくかと。有効に、そして効率的に教育を推進していくかということだと思っておりますので、しっかりとその辺を管理職と教職員が情報共有をしながら改善に努めていくということが極めて大事だと思います。

それから、この12.4%ですけれども、これは岩手県の教職員全体の実態がこのようになっています。12.4%の教職員が80時間以上の時間外勤務をしているということでございしますので、そういうことで改善をやりながら、しっかりと情報共有をして教育に取り組んでいるところもあります。それから教育というのはさまざまな可能性を伸ばしていくということで、より力を入れていく、さまざまなことをやっている学校もありますので、その辺、ほかの学校の状況等も情報共有しながら、当然教育委員会も入りますけれども、そういう中で改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 校長のマネジメントが非常に大事なので、そういう部分での指導といたしますか、そういうものはきちりと対応していく必要があるのではないかと思います。

次に、西和賀高校がことしから2学級から1学級ということで、学級数が減ったわけなのです。学級数が減っても、1学級なのだけれども、二つに分けたクラスと言えばいいのか、教育をしていると。担任も分かれているよということは、これはこれで悪いという意味ではなくて、西和賀町とも十分協議しながら、学校が終わった場合については塾のようなものを考えると、いろいろなことで指導しているようです。非常にいいことだと思うのですけれども、ことしは人数は足りるのかもしれませんが、来年、再来年になると定員が減ってしまうというか、学級数が減ってしまうと。3学級になるわけです。今は五つだけれども、3年後には3学級になってしまう。そうなってしまったときに、どういうふうに対応していくのか若干心配になったのです。

でも一生懸命そういう仕組みの中で経営していくということを考えれば、多分教職員み

んなが、こうやっていったほうがいいよねということで協議をして進めてきたと思うのです。そういう意味合いで、努力しているといいますか、そういう学校があるということをお互いに紹介しながら広めていけば、もっともっと時間外勤務そのものも、各学校も十分対応できる仕組みになっていくのではないかと思いますので、ひとつそのような方向でやっていただければと思います。回答はいいです。

もう一つ、教員がみずから早く帰るといふ、そういう意識を持って仕事をしてもらおうということも大事だと思いますので、ひとつお願いいたします。

それから、6月26日の新聞報道ですけれども、体罰の関係で県が提訴されたと、訴訟を起こされたということでもあります。訴状の資料もいただきました。見ましたら、いきなり殴ったような格好になっておまして、午後5時からウォーミングアップを始めて、5時半にその先生が来ていきなり殴りかかったというような内容なのですけれども、殴ったり、もう一回やったらぶっ殺すぞなんということも書いてあるわけですけれども、それは背景があったからだと思うのです。まさか最近の殺人事件のように、誰でもいいからということで切り殺したりするようなことでは絶対ないと思うのです。そういう意味では、背景が十分あって、今回の事件があったと思うのですが、このこと自体は悪いことだから、どうのこうのということではないのですけれども、どういう背景があったのかについて、もし教えることができるのであれば、お話をさせていただきたいと思います。

○永井教職員課総括課長 県立高校教諭による体罰ということで、今回提訴を受けたのは事実であります。まず体罰ということ、県立高校の教員が学校の管理下の中で生徒を殴ったという傷害、これは非常に重大な行為ということでございますけれども、県としても殴ったということについては確認をし、当該教員に対しての懲戒処分なども行ってきたところでございます。

なぜそういうふうに至ったのかという背景はなかなか難しいところがございますけれども、当時の教諭からの聞き取りによりますと、自分が指示をしていたことですか、あるいは片づけものとか、そういったものがきちんとなされていなかったというようなことを当該教諭は申しておりますので、それが全てかどうかまではわかりませんが、聞き取りの過程等の中で、そういう事情も本人から聴取しております。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 これをもって本日の審査を終わります。教育委員会の皆さんは退席されて結構です。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、平成31年度県立学校の編制についてといたしたいと思います。また、次々

回、9月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、若年者等の就業支援についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようなので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任いただきますようお願いいたします。追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度商工文教委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

○郷右近浩委員 今度7月12日から13日まで1泊2日の視察ということで、これは計画表をいただいて了解いたしました。出発時間等について、議会運営委員会等でも話をさせていただいたのですけれども、なかなか県南地域からといっても、時間的に早い時間ですと大変だという部分もありますので、そうしたことを加味したような形の出発時間を、7月12日、13日はもう決定した日程だということで了解でございますが、それ以降、今回10月23日から25日の2泊3日であったりとか、またさらに12月20日の日帰りという計画が示されておりますので、そうした場合に御配慮いただければというふうに思います。12月20日であれば、何となく今度は一関市あたりの付近に行くのかなとちらっと思いますが、どのような形の行程になるかわかりませんが、出発時間等を御配慮いただければと思います。よろしく願います。

○城内よしひこ委員長 わかりました。

ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようなので、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。